

監査の結果（令和元年 7 月 31 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 29 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 23 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	東部工業技術センター	令和元年 6 月 5 日	令和元年 5 月 14 日	実地	3
2	三次看護専門学校	令和元年 6 月 13 日	令和元年 5 月 23 日	実地	4
3	三次高等技術専門校	令和元年 6 月 6 日	令和元年 5 月 16 日	実地	5
4	農業技術大学校	令和元年 6 月 7 日	令和元年 5 月 21 日	実地	6
5	広島港湾振興事務所	令和元年 6 月 12 日	令和元年 5 月 22 日	実地	8
6	呉宮原高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 28 日	書面	9
7	大竹高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 14 日	書面	10
8	大柿高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 30 日	書面	11
9	松永高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 4 日	書面	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	上下高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 29 日	書面	14
11	日彰館高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 30 日	書面	15
12	河内高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 5 月 17 日	書面	16
13	熊野高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 6 日	書面	18
14	安西高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 6 日	書面	19
15	広島商業高等学校	令和元年 5 月 23 日	令和元年 5 月 23 日	実地	20
16	西城紫水高等学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 5 日	書面	22
17	尾道特別支援学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 11 日	書面	23
18	西条特別支援学校	令和元年 7 月 31 日	令和元年 6 月 13 日	書面	25
19	庄原特別支援学校	令和元年 6 月 10 日	令和元年 6 月 4 日	実地	27
20	福山東警察署	平成 31 年 4 月 23 日	平成 31 年 4 月 23 日	実地	28
21	三原警察署	令和元年 5 月 8 日	令和元年 5 月 8 日	実地	29
22	安芸高田警察署	令和元年 5 月 9 日	令和元年 5 月 9 日	実地	30
23	世羅警察署	平成 31 年 4 月 22 日	平成 31 年 4 月 22 日	実地	31

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立総合技術研究所 東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究，各種試験，分析，測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ・組織体制 総務担当，技術支援部，デジタルものづくり支援担当，材料技術研究部，加工技術研究部
- ・職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数	32人
非常勤職員数	4人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 県立三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町 10518-1
- ・教職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 本務者数 30 人
 非常勤講師数・非常勤嘱託員数 114 人
- ・学生の状況

課 程		全 日 制						
学科・学年等		第一看護学科				第二看護学科		
		1	2	3	計	1	2	計
総定員（人）		60	60	60	180	20	20	40
学生数（人）		61	58	56	175	17	21	38
充足率（％）		101.7	96.7	93.3	97.2	85.0	105.0	95.0
卒業生の 進路状況	就 職	52 人（ 83.9％）				16 人（100.0％）		
	進 学	4 人（ 6.4％）				0 人（ 0.0％）		
	その他	6 人（ 9.7％）				0 人（ 0.0％）		
	計	62 人（100.0％）				16 人（100.0％）		

（注）・「学科・学年」の学生数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

- ・「卒業生の進路状況」は、平成 30 年度卒業者（平成 31 年 3 月末現在）である。
- ・「就職」の状況は、看護師として医療機関に就職した者である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、自動火災報知機設備の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	施設管理業務（平成 30 年度～令和 2 年度）
-----	--------------------------

イ 賃貸借契約における事務処理について

次の賃貸借契約において、貸切バス等の運送契約に係る予定賃借料が、公示に基づき算定される下限額を下回っていた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	病院実習に係る移送バス等の借上業務（平成 31 年度）
根拠	・公示 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 26 年 3 月 27 日中国運輸局公示第 122 号） ・公示 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の自動認可運賃等について（平成 27 年 10 月 29 日中国運輸局公示第 67 号） ・輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン（平成 28 年 12 月 20 日国土交通省自動車局）

3 県立三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 三次市十日市南六丁目 14 番 1 号
- ・組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・職員数 12 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・職業訓練実施状況（平成 30 年度）

ア 施設内訓練

科 名	訓練 課程	訓練 期間	定員	応募 者数	入校 者数	修了 者数	就職 者数
自動車整備科(1年)	普通	2 年	20	14	14	(14)	—
自動車整備科(2年)			20	19	18	15	14
溶接加工科	普通	1 年	10	5	3	2	1
	短期		若干名	1	1	0	0
建築科	普通	1 年	10	6	5	4	4
	短期		若干名	2	1	1	1
介護サービス科(前期)	短期	6 か月	20	14	12	9	9
介護サービス科(後期)	短期	6 か月	20	15	15	13	4
合 計			100	76	69	58	33

注：自動車整備科 1 年の修了者数は、進級者数。

イ 在職者訓練

専 攻 科 目 名	訓練期間	定員	受講者数	修了者数
建設機械整備技能検定受検対策	2 日	20	18	17
J I S 溶接検定受検対策講習 I	2 日	20	6	6
J I S 溶接検定受検対策講習 II	2 日	20	11	6
合 計		60	35	29

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消火器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	消防用設備等保守点検業務（平成 30 年度～令和 2 年度）
-------	--------------------------------

4 県立農業技術大学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農業後継者たる青少年，農業者及び地域の農業の振興に指導的役割を果たす者に対する，農業に関する実践的な教育及び研修の実施
- ・所在地 庄原市是松町 55－1
- ・組織体制 2 課（総務課，教務課）
- ・職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 19 人
 - 非常勤職員数 14 人
- ・学生の状況（令和元年 5 月 1 日現在）（単位：人）

区 分		定 員	在籍者		
教育課程	専攻コース		1 年	2 年	合 計
園芸課程	野菜・花きコース	80	15	7	22
	落葉果樹コース		10	5	15
畜産課程	肉用牛コース		3	5	8
合 計		80	28	17	45

（注）定員は 1 学年につき 40 人。専攻コース別の定員は設けていない。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

（ア）次の委託契約において，契約書に特記仕様書が編綴されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	平成 30 年度広島県立農業技術大学校講義委託業務
-----	---------------------------

（イ）次の委託契約において，誘導灯の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立農業技術大学校庁舎管理等業務委託（平成 28 年度～平成 30 年度）
-----	---

イ 学校評価結果の公表について

県立農業技術大学校は，学校教育法に定める専修学校であり，教育活動その他の学校運営の状況について，自己評価の実施及び結果の公表が義務付けられているが，このうち結果の公表を行っていない。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	学校教育法第 42 条及び第 133 条並びに学校教育法施行規則第 66 条及び第 189 条
-----	---

ウ 行政文書の適正管理について

次の賃貸借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	物品等の賃貸借契約（トラクター）（平成23年9月1日～平成30年8月1日）
根 拠	広島県文書等管理規則第8条

5 広島港湾振興事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 広島港整備計画の推進
港湾，漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査，設計及び実施
港湾区域，漁港区域，海岸保全区域，臨港地区，公有水面等の管理
- ・ 所在地 広島市南区宇品海岸二丁目 23 番 53 号
- ・ 組織体制 3 課 1 班（総務課，港営課，工務課，事業調整特別班）
- ・ 職員数 44 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 所管する港湾，漁港及び海岸
広島港，小用港，鹿川港，中田港，三高港，草津漁港，五日市漁港及び広島市
似島海岸（地先海面を含む。）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続きについて

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく，県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	国際拠点港湾 広島港 五日市地区 臨海土地造成工事（平成 30 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条

6 県立呉宮原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市宮原三丁目1番1号
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 本務者数 41人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600
生徒数（人）		197	197	197	591
充足率（％）		98.5	98.5	98.5	98.5
退学者（人）		3（1）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	164人（85.0％）			
	専修・各種	29人（15.0％）			
	就 職	0人（0.0％）			
	その他	0人（0.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

備 品	オージオメーター 1台
根 拠	広島県物品管理規則第41条

7 県立大竹高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 大竹市白石一丁目3番1号
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 - 本務者数 55人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	200	200	600
生徒数（人）		199	186	155	540
充足率（％）		99.5	93.0	77.5	90.0
退学者（人）		11（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	29人（17.4％）			
	専修・各種	61人（36.5％）			
	就 職	59人（35.3％）			
	その他	18人（10.8％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、大竹高等学校の消火器及び感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立大竹高等学校外1校消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度）
-----	--------------------------------------

8 県立大柿高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 江田島市大柿町大原 1118-1
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 本務者数 17人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120
生徒数	(人)	40	25	27	92
充足率	(%)	100.0	62.5	67.5	76.7
退学者	(人)	5(0)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	5人(27.8%)			
	専修・各種	4人(22.2%)			
	就 職	8人(44.4%)			
	その他	1人(5.6%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政文書の適正管理について

次の賃貸借契約について、保存年限が満了していない関係起案文書が所在不明となっていた。
 適正な事務処理に努められたい。

契約名	電話交換機賃貸借及び保守に関する契約（平成21年9月1日～平成29年8月31日）
根 拠	広島県文書等管理規則第8条

9 県立松永高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市神村町 113
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 本務者数 54 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		総合学科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		160	160	160	480	40	40	40	40	160
生徒数（人）		154	142	136	432	20	15	13	10	58
充足率（％）		96.3	88.8	85.0	90.0	50.0	37.5	32.5	25.0	36.3
退学者（人）		12（3）				4（1）				
休学者（人）		8				2				
進 学 就 職	大学・短大	41 人（28.9％）				2 人（14.3％）				
	専修・各種	54 人（38.0％）				2 人（14.3％）				
	就 職	29 人（20.4％）				5 人（35.7％）				
	そ の 他	18 人（12.7％）				5 人（35.7％）				

課 程						
学科・学年等		合 計				
		1	2	3	4	計
総定員（人）		200	200	200	40	640
生徒数（人）		174	157	149	10	490
充足率（％）		87.0	78.5	74.5	25.0	76.6
退学者（人）		16（4）				
休学者（人）		10				
進 学 就 職	大学・短大	43 人（27.6％）				
	専修・各種	56 人（35.9％）				
	就 職	34 人（21.8％）				
	そ の 他	23 人（14.7％）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 県立上下高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市上下町上下 566
- ・教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 17 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		24	32	23	79
充足率（％）		60	80	57.5	65.8
退学者（人）		2（0）			
休学者（人）		0			
進学就職	大学・短大	7 人（20％）			
	専修・各種	11 人（31.4％）			
	就 職	17 人（48.6％）			
	その他	0 人（0.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

11 県立日彰館高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市吉舎町 293 番地 2
- ・教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）
 本務者数 25 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 12 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		74	78	68	220
充足率（％）		92.5	97.5	85.0	91.7
退学者（人）		2（1）			
休学者（人）		2			
進 学 就 職	大学・短大	30 人（42.3％）			
	専修・各種	28 人（39.4％）			
	就 職	11 人（15.5％）			
	その他	2 人（2.8％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

扶養手当の支給について

扶養手当の支給を受けている職員が支給対象者としての要件を欠いたにもかかわらず、誤って支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

誤支給額	1 名 13,000 円（平成 31 年 4 月～令和元年 5 月）
根 拠	職員の給与に関する条例 第 11 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号 扶養手当認定要領 第 9

12 県立河内高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市河内町下河内 10194-2
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 - 本務者数 26人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	65	37	54	156
充足率	(%)	81.3	46.3	67.5	65.0
退学者	(人)	10 (0)			
休学者	(人)	0			
進学就職	大学・短大	7人 (3.7%)			
	専修・各種	7人 (37.0%)			
	就 職	36人 (46.3%)			
	その他	0人 (0.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

機 器	空調機器 3台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号）

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、河内高等学校の消火器の種類及び数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立賀茂高等学校外 4 校消防用設備等保守点検業務
-----	-----------------------------

13 県立熊野高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡熊野町川角五丁目9番1号
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 - 本務者数 39人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 13人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		160	160	200	520
生徒数（人）		140	126	155	421
充足率（％）		87.5	78.8	77.5	81.0
退学者（人）		16（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	59 人 （38.1%）			
	専修・各種	34 人 （21.9%）			
	就 職	51 人 （32.9%）			
	その他	11 人 （ 7.1%）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 県立安西高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区高取南二丁目 52 番 1 号
- ・教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 46 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 18 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	240	240	680
生徒数（人）		170	150	205	525
充足率（％）		85.0	62.5	85.4	77.2
退学者（人）		24（0）			
休学者（人）		0			
進 学 就 職	大学・短大	52 人（34.4％）			
	専修・各種	53 人（35.1％）			
	就 職	40 人（26.5％）			
	その他	6 人（4.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

学校諸費の管理状況について

次の学校諸費会計について、不適正な会計処理が原因で不足額が生じていた。その後、適切な措置をとることなく長期間放置している状態が継続しているため、早期に清算するよう努める必要がある。

学校諸費会計名	平成 24 年度入学生積立金会計 平成 25 年度入学生積立金会計
---------	--------------------------------------

15 県立広島商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市中区舟入南六丁目7番11号
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 - 本務者数 72人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 16人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		商業科				国際経済科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		120	120	120	360	40	40	40	120
生徒数（人）		121	119	118	358	40	40	39	119
充足率（％）		100.8	99.2	98.3	99.4	100.0	100.0	97.5	99.2
退学者（人）		0（0）				0（0）			
休学者（人）		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	45人（37.8％）				10人（28.6％）			
	専修・各種	25人（21.0％）				14人（40.0％）			
	就 職	47人（39.5％）				11人（31.4％）			
	その他	2人（1.7％）				0人（0.0％）			

課 程		全 日 制							
学科・学年等		会計科				情報システム科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240	80	80	80	240
生徒数（人）		80	81	77	238	81	79	77	237
充足率（％）		100.0	101.3	96.3	99.2	101.3	98.8	96.3	98.8
退学者（人）		1（0）				0（0）			
休学者（人）		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	25人（32.9％）				27人（34.6％）			
	専修・各種	11人（14.5％）				22人（28.2％）			
	就 職	38人（50.0％）				27人（34.6％）			
	その他	2人（2.6％）				2人（2.6％）			

課 程		全日制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		320	320	320	960
生徒数（人）		322	319	311	952
充足率（％）		100.6	99.7	97.2	99.2
退学者（人）		1（0）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	107 人（34.7％）			
	専修・各種	72 人（23.4％）			
	就 職	123 人（39.9％）			
	その他	6 人（1.9％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年５月１日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

（２）監査の結果

【改善を求める事項】

アプリケーション・ソフト導入用プリペイドカードの取り扱いについて

平成 23 年度にプリペイドカード 314 枚を購入し、使用されないまま保管していたため、平成 26 年度の定例監査において、有効活用策の検討を要請したが、現在もそのまま保管されている。換金性のあるカードの保管にはリスクがあるため、今後の使用見込みを勘案の上、本庁と協議して、早急に取り扱いを決定する必要がある。

【検討要請事項】

学校諸費会計の取り扱いについて

学校諸費会計で負担しているオープンスクールしおり、学校案内及び入学のしおりの作成経費は学校運営に係るもので、公費負担が原則であるため、学校諸費会計による負担が適切かどうか検討していただきたい。

16 県立西城紫水高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 庄原市西城町西城 345
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 本務者数 16 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 8 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120
生徒数（人）		32	34	32	98
充足率（％）		80.0	85.0	80.0	81.7
退学者（人）		3（0）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	2 人（18.2％）			
	専修・各種	4 人（36.4％）			
	就 職	5 人（45.4％）			
	その他	0 人（0.0％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 県立尾道特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 聴覚障害・知的障害のある幼児・児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本 校：尾道市栗原町 1524
しまなみ分校：尾道市因島大浜町 1517－1
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
本務者数 93 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

【障害種別 聴覚障害】

部・学年等		幼稚部				小学部							中学部			
		3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
男子（人）		0	1	1	2	2	0	0	2	1	1	6	2	1	1	4
女子（人）		0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2
合計（人）		0	0	0	4	3	0	0	2	1	0	7	2	1	3	6
卒業（人）		—				—							1			
進 学 就 職	進学	—				—							1人（100.0%）			
	就職	—				—							0人（0.0%）			
	その他	—				—							0人（0.0%）			

【障害種別 知的障害】

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本 校	男子(人)	7	2	6	5	1	2	23	3	5	6	14	9	6	9	24
	女子(人)	0	3	1	0	2	2	8	2	3	3	8	8	5	4	17
	合計(人)	7	5	7	5	3	4	31	5	8	9	22	17	11	13	41
しま なみ 分校	男子(人)	2	0	0	0	2	0	4	1	0	1	2	1	2	4	7
	女子(人)	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4	1	2	7
	合計(人)	2	0	1	0	2	1	6	1	0	1	2	5	3	6	14
合 計	男子(人)	9	2	6	5	3	2	27	4	5	7	16	10	8	13	31
	女子(人)	0	3	2	0	2	3	10	2	3	3	8	12	6	6	24
	合計(人)	9	5	8	5	5	5	37	6	8	10	24	22	14	19	55
卒業（人）		—							17				18			
就 進 学 就 職	進 学	—							17人（100.0%）				0人（0.0%）			
	就 職	—							0人（0.0%）				7人（38.9%）			
	その他	—							0人（0.0%）				11人（61.1%）			

（注）・「部・学年等」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、業務用空調機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）
----	---

18 県立西条特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 肢体不自由のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本 校：東広島市西条町田口 314
八本松分級：東広島市八本松町米満 10198－1
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
本務者数 75 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 7 人
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本 校	男子(人)	5	5	3	5	2	4	24	2	2	1	5	4	4	4	12
	女子(人)	4	1	1	2	2	3	13	2	1	4	7	2	1	3	6
	合計(人)	9	6	4	7	4	7	37	4	3	5	12	6	5	7	18
八本松分級	男子(人)	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	女子(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計(人)	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
合 計	男子(人)	5	5	3	5	2	5	25	2	3	1	6	4	4	4	12
	女子(人)	4	1	1	2	2	3	13	2	1	4	7	2	1	3	6
	合計(人)	9	6	4	7	4	8	38	4	4	5	13	6	5	7	18
卒業生(人)		—							5				8			
進 学 就 職	進 学	—							5 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就 職	—							0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				8 人 (100.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

・「卒業生」、「進学就職」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、西条特別支援学校の防火扉の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	消防用設備等保守点検業務（平成29～31年度）
-----	-------------------------

イ 通勤届の確認について

次の通勤届の確認において、(ア)及び(イ)のとおり不適正な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 自動車の駐車場の利用について

交通機関等と交通の用具を併用している職員のうち、自動車の駐車場を利用している者について、駐車場に係る領収書等の写しを提出させていないものがあつた。

根拠	職員の通勤手当に関する規則 第8条の5 通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2
----	---

(イ) 有料道路の利用について

有料道路を利用して通勤する職員がE T Cサービスを利用する場合の通勤届の確認において、通勤に利用するE T Cカードの名義人及びカード番号を確認していないものがあつた。

根拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第2
----	----------------------

19 県立庄原特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 庄原市三日市町 5004 番 44
- ・教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）
 - 本務者数 63 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 1 人
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
男子(人)		3	5	1	2	3	2	16	5	5	2	12	9	11	14	34
女子(人)		1	1	0	0	3	1	6	3	2	2	7	5	10	3	18
合計(人)		4	6	1	2	6	3	22	8	7	4	19	14	21	17	52
卒業者 (人)		—							6 人				17 人			
進学就職	進学	—							6 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就職	—							0 人 (0.0%)				12 人 (71.0%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				5 人 (29.0%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 福山東警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 福山市三吉町南二丁目 5 番 31 号
- ・ 所管区域 福山市東部（芦田川以東中心部）
- ・ 管内面積 87.527 km²
- ・ 管内人口 235,257 人（平成 31 年 3 月末現在）
- ・ 組織体制 13 課 1 隊（警務課，留置管理課，会計課，生活安全課，刑事第一課，刑事第二課，交通第一課，交通第二課，警備課，特別警ら隊，地域企画課，地域第一課，地域第二課，地域第三課）
- ・ 職員数 （平成 31 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 342 人
 - 非常勤職員数 27 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	福山市引野町 2 丁目ほか路側式道路標識設置工事 平成 30 年度
根 拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

21 三原警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 三原市皆実三丁目2番6号
- ・所管区域 三原市
- ・管内面積 471.00 km²
- ・管内人口 98,917 人（平成31年3月末現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（平成31年4月1日現在）
 - 常勤職員数 136 人
 - 非常勤職員数 15 人

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債務者の状況を把握し，催告を行うなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成26年5月]
損害賠償金	1 件 249,254 円	0 円

22 安芸高田警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸高田市吉田町吉田 1204 番地 2
- ・所管区域 安芸高田市
- ・管内面積 537.79 km²
- ・管内人口 28,659 人（平成 31 年 3 月末現在）
- ・組織体制 5 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	53 人
非常勤職員数	8 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 世羅警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 世羅郡世羅町大字西上原 427 番地 1
- ・所管区域 世羅郡世羅町
- ・管内面積 278.14 km²
- ・管内人口 16,175 人（平成 31 年 3 月末現在）
- ・組織体制 5 課（警務課，会計課，生活安全刑事課，地域交通課，警備課）
- ・職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	35 人
非常勤職員数	6 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果（令和元年 11 月 18 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 29 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 29 機関、財政的援助団体等が 1 団体である。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和元年 7 月 25 日	令和元年 7 月 11 日	実地	3
2	危機管理監	令和元年 7 月 25 日	令和元年 7 月 11 日	実地	4
3	総務局	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	5
4	県立文書館	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	8
5	県立総合技術研究所	令和元年 8 月 8 日	令和元年 7 月 25 日	実地	9
6	地域政策局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 26 日	実地	10
7	選挙管理委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 26 日	実地	11
8	環境県民局	令和元年 7 月 30 日	令和元年 7 月 12 日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	健康福祉局	令和元年 8 月 1 日	令和元年 7 月 17 日	実地	14
10	商工労働局	令和元年 7 月 29 日	令和元年 7 月 4 日	実地	16
11	農林水産局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	18
12	広島海区漁業調整委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	19
13	内水面漁場管理委員会事務局	令和元年 8 月 7 日	令和元年 7 月 23 日	実地	20
14	土木建築局	令和元年 8 月 2 日	令和元年 7 月 19 日	実地	21
15	収用委員会	令和元年 8 月 2 日	令和元年 7 月 19 日	実地	23
16	企業局	令和元年 7 月 17 日	令和元年 7 月 3 日	実地	24
17	病院事業局	令和元年 7 月 17 日	令和元年 7 月 3 日	実地	25
18	議会事務局	令和元年 7 月 26 日	令和元年 7 月 5 日	実地	26
19	教育委員会事務局	令和元年 7 月 24 日	令和元年 7 月 10 日	実地	27
20	県立埋蔵文化財センター	令和元年 7 月 24 日	令和元年 7 月 10 日	実地	29
21	警察本部	令和元年 7 月 23 日	令和元年 7 月 9 日	実地	30
22	警察学校	令和元年 7 月 23 日	令和元年 7 月 9 日	実地	31
23	監査委員事務局	令和元年 11 月 18 日	令和元年 7 月 18 日	書面	32
24	人事委員会事務局	令和元年 8 月 23 日	令和元年 7 月 18 日	実地	33
25	労働委員会事務局	令和元年 11 月 18 日	令和元年 7 月 18 日	書面	34
26	三原高等学校	令和元年 8 月 27 日	令和元年 8 月 27 日	実地	35
27	吉田高等学校	令和元年 8 月 28 日	令和元年 8 月 28 日	実地	37
28	神辺旭高等学校	令和元年 9 月 3 日	令和元年 9 月 3 日	実地	39
29	広島東警察署	令和元年 8 月 22 日	令和元年 8 月 22 日	実地	40

財政の援助団体等

30	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和元年 11 月 18 日 平成 31 年 1 月 9 日	平成 30 年 11 月 20 日	実地	41
----	----------------------	-----------------------------------	-------------------	----	----

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3 課
- | 課 名 | 会計総務課、審査指導課、総務事務課 |
|-----|-------------------|
|-----|-------------------|
- ウ 職員数(平成31年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 54人
- エ 主な施策(令和元年度)
会計事務の品質向上
県民サービスの向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 低落札率契約の是正について

消防用設備点検業務などの委託・役務業務において、落札率が70%未満となった場合に「低落札率契約(委託・役務業務)に係る報告書」の提出を求めているが、低落札の要因を踏まえた見直しをするなど、入札契約事務の透明性及び公平性の確保に向けた有効活用策を検討していただきたい。(総務事務課)

イ 特殊な契約事務について

バス借上げ契約の予定賃借料が中国運輸局公示に基づき算定される下限額を下回るという事例があったが、こうした特殊な契約事務についての事務処理ノウハウの共有化を図るなど、契約事務の適正化に向けた取組について検討していただきたい。(総務事務課)

ウ 手数料等の適正な収納について

手数料の収納事務について不適正な事務処理があったことから、手数料等の収納方法及び事務手続について、内部統制のリスク対策を含めた全庁的な収納事務の適正化に取り組んでいただきたい。(会計総務課、審査指導課)

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課1担当

課 名	危機管理課，減災対策推進担当，消防保安課
-----	----------------------

ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 48人

エ 主な施策（平成30年度）

県民の防災意識の醸成
自主防災組織の活性化
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，県が作成した教材等について，小学校，中学校，高等学校等の配送先に応じ，必要な量の仕分け・梱包作業を行い配送するものであるが，配送先及び教材等の種類・数量を除き同一の仕様であるにもかかわらず，合理的な理由なく2件に分割して発注し，予定価格が100万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については，競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。（減災対策推進担当）

業務名	広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務（その1）（平成31年度） 広島県「みんなで減災」一斉教室に係る教材の仕分配送業務（その2）（平成31年度）
-----	--

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 11 課 1 チーム 1 担当

課 名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，業務プロセス改革課， 福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 広報課，統計課，研究開発課
-----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 272 人

- エ 主な施策（令和元年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 貸付財産の管理について

次の貸付財産について、貸付けの手続きは行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（福利課）

財 産	第一食堂（本館地下 1 階）（建物 526.71 m ² ） 東館食堂（東館 8 階）（建物 236.47 m ² ） 売店（本館地下 1 階）（建物 11.75 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

- イ 委託契約における事務処理について

以下の委託契約において（ア）及び（イ）のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

- （ア）消火器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。（財産管理課）

業 務 名	消防用設備等保守点検委託（平成 29 年度～令和元年度）
-------	------------------------------

- （イ）a 及び b のとおり不適正な事務処理が行われていた。（財産管理課）

業 務 名	広島県庁舎耐震改修工事に伴う庁外及び庁内への物品運搬等業務
-------	-------------------------------

- a 特定調達契約において公示すべき落札者について、落札を決定した日の翌日から起算して72日以内に、県報に登載されていなかった。

根 拠	広島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第10条 一般競争入札事務処理要領 15 ク
-----	--

- b 受託者から提出された完了通知書を受領してから10日以内に検査を行う必要があるが、検査が行われていなかった。

根 拠	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条第1項 業務委託契約約款第30条第2項
-----	---

ウ 低入札価格調査制度を適用した入札における事務処理について

低入札価格調査制度を適用した入札において、低価格入札があった場合には、当該入札を行った者に対し、他入札への参加禁止措置の対象となる旨の契約締結の意思確認を行った上で、落札決定を行うことになっているが、次の業務については、十分な意思確認を行わず、その結果、最終的には契約を解除せざるを得なかった。この意思確認は、契約の適切な履行を図るための重要な事項であることから、確実にを行う必要がある。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

業 務 名	平成31・32・33年度広島県庁舎建物保全業務
根 拠	低入札価格調査制度事務処理要領 11 他入札への参加禁止措置 委託・役務業務契約事務の手引 低入札価格調査制度 3 (2) キ 低価格入札者と契約する場合の取扱い

【改善を求める事項】

設計積算基準の見直しについて

施設の維持管理に関する委託業務のうち、消防用設備保守点検業務については、設計金額の2～3割の落札率になっているものが多く見受けられた。こうした実態を踏まえ、市場価格とあまりに乖離した設計積算基準の見直しを行うなど、契約の適正化に向けた見直しを行う必要がある。(財産管理課)

【検討要請事項】

ア 庁舎等の有効活用について

元生涯学習センターについては、昨年度の監査において、有効活用方策について、早期に計画、検討するよう要請したところであるが、いまだ具体的な活用が計画されていない。有効な活用方策について、引き続き検討していただきたい。(財産管理課)

イ 本庁舎における情報セキュリティの強化について

多くの個人情報を取り扱い、また、保管している本庁舎の情報セキュリティを強化するため、現在進められている本庁舎の耐震化工事の機会を捉えて、レイアウトを工夫するなど、事務室内への部外者の立入制限に関する方策を検討していただきたい。(総務課)

ウ 庁舎貸付時の電気代の経費算出方法について

庁舎貸付時の電気代のうち、使用する電気機器の実際の電気使用量を庁舎全体の電気使用量で按分して算出しているものについて、職員の事務の軽減やリスクの回避という観点から、短時間の使用や小口の電気機器等については定額制を取り入れるなど、経費算出方法の簡略化、事務の効率化を検討していただきたい。(財産管理課)

4 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員数 5人
非常勤職員数 7人

エ 主な事業実績（平成30年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成31年4月1日現在）
行政文書約6万2千冊，行政資料約10万9千冊，古文書約28万5千点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万4千冊
- 利用状況（平成30年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
5,314人	7,641冊	10,278枚

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目 1 番 20 号 いよぎん広島ビル 6 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 10 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

- イ 組織体制 7 課 1 チーム

課 名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
-----	---

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員の合計 121 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査
交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策
都市活性化施策の企画調整
中山間地域振興施策の推進
市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整
スポーツの推進
国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進
「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は，一連の業務であるが，合理的な理由なく 2 件に分割して発注し，予定価格が 100 万円を超えないことを理由として随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については，競争入札の実施により，契約の経済性，公平性，競争性及び透明性の確保に努める必要がある。（スポーツ推進課）

- ・スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリングの調整・取りまとめ

業務名	スポーツコミッション設置に向けた有識者ヒアリング支援業務委託（平成 30 年度） スポーツコミッション設置に向けた企画・調査業務委託（平成 30 年度）
-----	---

- ・スポーツコミッション設置に向けた基礎調査の実施・取りまとめ

業務名	スポーツコミッション設置に向けた基礎調査業務委託（平成 30 年度） スポーツコミッション設置に向けた基礎調査とりまとめ業務委託（平成 30 年度）
-----	---

7 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課，文化芸術課，消費生活課，人権男女共同参画課，県民活動課，学事課，大学教育振興担当，環境政策課，環境保全課，自然環境課，循環型社会課，産業廃棄物対策課
----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 149 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の管理について

次の財産について，平成 30 年 10 月 1 日に権利を喪失したにもかかわらず，財産台帳に異動の記載がされておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（人権男女共同参画課）

財 産	広島県女性総合センター（土地 1,528.21 m ² ，建物 5,798.11 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 54 条，第 62 条

イ 財産の貸付について

次の貸付財産について，貸付の手続は行われているが，貸付台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。また，貸付に伴う必要経費について，雑収として徴収すべきところ，誤って，建物貸付料として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（人権男女共同参画課）

財 産	県民文化センター 6 階 団体活動交流センター（建物 308.72 m ² ）
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

【検討要請事項】

ア 出島地区廃棄物処分場の今後の在り方について

出島地区廃棄物処分場について、当初計画では廃棄物の受入期間を、平成 26 年 6 月 2 日から 10 年間としているが、当初見込みと比べて廃棄物の処分量が大幅に減少しており、期間満了時の受入量は当初予定の 3 割程度にとどまる見込みである。

昨年度も、期間満了後の同処分場の活用方法や、埋立て未了の状態をどうするのか等について、迅速かつ慎重に検討するよう要請したところであるが、引き続き検討を行い、早期に将来の方向性を示すようにしていただきたい。（産業廃棄物対策課）

イ 公益財団法人広島県男女共同参画財団の今後の在り方について

公益財団法人広島県男女共同参画財団については、男女共同参画拠点づくり推進事業を実施しているが、事業内容を見ると、事業費総額の半分以上を事務所の借受料が占めている。

については、同財団が男女共同参画推進の拠点として、自主的、持続的に機能していくために、現在の事務所に入居し続ける必要性について、5 年間の借受期間内に、費用対効果の観点から事業の検証を行い、同財団の今後の在り方について検討していただきたい。（人権男女共同参画課）

ウ 海ごみ対策について

昨年度実施された海岸漂着物量調査では、県西部の広島湾においては、漁業活動に関連するごみとして、かき養殖用パイプや発砲スチロールが大部分を占めていた。

環境県民局では、農林水産局と連携して、かき養殖用パイプ等の流出防止対策の取組を進めているが、そうした流出防止の徹底はもとより、海洋汚染の原因となるプラスチック製品を使用しない取組についても検討を加速していただきたい。（環境保全課）

9 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課 2 担当

課名	健康福祉総務課，子供未来戦略担当，子育て・少子化対策課， 安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課， 被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課， 医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課， 医療介護保険課，国民健康保険課，地域福祉課， 地域支え合い担当，社会援護課，障害者支援課
----	---

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 297 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化
児童虐待防止対策事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

管理委任物品の管理について

次の管理委任物品について，管理委任したことを備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。（がん対策課）

物 品	X線装置 外 8 件
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

【検討要請事項】

ア ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）について

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）については，患者の診療情報や投薬情報を，県内の医療機関等で共有し，転院の円滑化や検査・投薬の重複防止などにより，患者の肉体的，精神的，経済的な負担軽減を図るもので，これまでの整備等に 14 億円余の補助金が支出されている。

しかし，HMネットに参加している医療機関等は，令和 2 年度までに 2,800 施設の参加を目指す県の目標に対し，平成 30 年度末時点で 749 施設にとどまっており，十分な成果が出ているとは言い難い。

今後は，補助金の効果が十分発揮されるよう，利用促進に向けて課題を検証し，システムの抜本的な見直しを含め，有効な対策を検討する必要がある。（医療介護計画課）

イ 救急医療コントロール機能を担う病院の整備について

広島県地域医療再生計画に基づく広島都市圏の救急医療コントロール機能を担う病院の整備については、救急隊が3以上の病院に受入要請を行い、不調に終わった救急患者を、全て一旦広島市立広島市民病院が受け入れて処置を行うことにより、受入交渉回数4回以上の受入困難事案の解消などを図るもので、当該病院の施設整備や運営費に補助金が交付されている。

しかし、広島市消防局管内の平成29年の受入困難事案発生件数は1,868件で、補助事業開始前の平成23年の2,952件に比べ36.7%の減少に留まっており、十分な成果が出ているとは言い難い。

今後は、補助金の効果が十分発揮されるよう、広島市立広島市民病院へ更なる救急患者の受入を要請するとともに、受入困難事案の解消に向けて課題を検証し、有効な対策を検討する必要がある。(医療介護計画課)

10 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 10 課 3 チーム

課 名	商工労働総務課, 中小企業等復興支援プロジェクト・チーム, 雇用労働政策課, 働き方改革推進・働く女性応援課, 職業能力開発課, イノベーション推進チーム, 産業人材課, 医工連携推進プロジェクト・チーム, 経営革新課, 県内投資促進課, 海外ビジネス課, ひろしまブランド推進課, 観光課
-----	--

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 215 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）
未来に挑戦する産業基盤の創生
女性の活躍促進
多様な人材の就業支援
働き方改革
第 4 次産業革命を好機とした生産性革命
中小企業・小規模企業の持続的な成長への支援
イノベーション・エコシステムの共通基盤の強化
多様な創業と新事業展開の促進
多様な投資誘致の促進
成長産業の育成・支援
世界と直結するビジネス支援
観光地ひろしまの推進
瀬戸内 海の道構想の推進
「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

工事請負契約の事務処理について

次の工事請負契約については、一般競争入札での落札が見込めないとして随意契約を締結しているが、随意契約とした理由が明確とは言い難く、また、複数の者から見積書を徴取することもしていない。随意契約を行う場合は、その理由が明確で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証する必要がある。（職業能力開発課）

工事名	広島高等技術専門校塗装ブース交換工事（平成 30 年度）
-----	------------------------------

【検討要請事項】

実施要綱等に定める実施頻度の検査の実施について

計量法に基づく団体検査等について、改正した実施要綱等を実施頻度を設定しているが、これに基づいた実施頻度の検査が実施されていなかった。再度、検査体制や実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等を実施していただきたい。（イノベーション推進チーム）

11 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 1 担当

課 名	農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当
-----	---

ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 261 人

エ 主な施策（平成 30 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

カキ養殖用パイプの流出防止対策について

カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題については，流出防止対策の徹底だけではなく，根本的にプラスチック資材を使用すること自体を見直すような対策についても，総合技術研究所等と協力して取組を進めていただきたい。（水産課）

12 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課
-----	---

- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 370 人

- エ 主な施策（平成 30 年度）
防災・減災対策の充実・強化
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
既存ストックの機能改善等
社会資本の適正な維持管理

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の使用許可について

次の財産について，使用許可の手続は行われているが，使用許可台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

財 産	土地（広島ヘリポート 上水道管等）
	建物（広島ヘリポート 書庫）外 3 件
根 拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

イ 借受財産の管理について

次の財産について，借受の手続は行われているが，借受台帳による記録管理が行われておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

財 産	土地（広島西飛行場航空障害灯用地）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条

【改善を求める事項】

ア 海田大橋回数通行券の管理について

払戻し手続により提出された未使用の海田大橋回数通行券について，消印等の処理を行わず，かつ保管庫に施錠せず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

イ 補助金における事務処理について

次の補助金交付事務において，（ア）（イ）のとおり，不備があった。適正な事務処理に努める必要がある。（港湾振興課）

補助金名	港湾振興事業補助金（平成 30 年度）
------	---------------------

（ア） 昭和 49 年に補助金交付要綱を制定して以降，改正等が行われておらず，補助対象事業に，既に実施されていない事業が記載されているとともに，要綱で定めた別記様式のひな型が不明となっていた。また，簡易マニュアル及びチェックリストが作成されていなかった。要綱は適宜適切に見直しを行うとともに，簡易マニュアル等を整備し，補助金の適正な執行に努める必要がある。

（イ） 事業に要する経費に対する補助金であるにもかかわらず，補助金の一部が，法人会計（管理費）の収益として計上されていた。補助金交付に際しては，交付団体から提出された書類等について，交付が妥当なものであるか内容を十分に審査し，補助金の適正な執行に努める必要がある。

ウ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計については，港湾機能施設整備事業を含む特別会計全体の貸借対照表及び行政コスト計算書を試算し，公表している。

同特別会計には地方公営企業法の適用はないものの，経営状況の一層の透明化を図るため，地方公会計の統一的な基準によって，特別会計全体の財務書類を作成し，公表する必要がある。（土木建築総務課，港湾振興課）

【検討要請事項】

負担金における事務処理について

次の負担金交付事務において，補助金交付規則を根拠とし，補助金と同等の事務処理が行われているが，実績額による年度末の一括処理となっており，適切な時期に行うべき事務処理となっていない。しかしながら，負担金交付事務においては本来，交付申請等の処理が必ずしも必要でないことから，当該負担金の性質に基づいた事務処理方法の改善について検討していただきたい。（港湾振興課）

負担金名	福山港利用促進事業費負担金（平成 30 年度）
------	-------------------------

15 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制（平成 31 年 4 月 1 日現在）
専任職員なし（土木建築総務課が事務を執行）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4 課 1 担当

課・担当名	企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当, 流域下水道課
-------	--

- ウ 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 64 人 (併任職員を除く。)

- エ 主な施策 (平成 30 年度)

本郷地区土地造成事業 (1 期造成事業)
二期トンネル (海田・呉トンネル) 整備事業
水道広域連携推進事業
県営水道施設の強靱化対策事業

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

未着手用地の利活用等について

未着手用地については、決算審査意見において継続して求めているとおり、企業ニーズの把握や立地条件等の分析を詳細に行った上で、団地の特性に見合った活用策について、検討していただきたい。さらに、20 年以上の長期間にわたり未着手の状況が続いている用地については、早期の方針決定に向けて、保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点から、将来の事業化の可能性について、検討していただきたい。(土地整備課)

17 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（平成 30 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

安芸津病院の施設の耐震化について

安芸津病院については、旧棟が耐震基準を満たしていない状況が続いているが、災害時に、来院者の安全を確保するとともに、二次救急医療施設としての役割を十分果たせることが重要である。これまでの監査等においても、早急な対応方針の決定を要請しているところであり、病院の在り方の検討については相応の時間を要するものではあるが、可能な限り早急に取り組んでいただきたい。

18 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64 人 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4 課

課 名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
-----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 40 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育の振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2 部 13 課 1 担当 1 センター

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，教育支援推進課，学びの変革推進課，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，個別最適な学び担当，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 322 人

非常勤職員数 54 人

ウ 主な施策（平成 30 年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
 一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
 安心・安全な教育環境の構築
 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の管理について

次の財産について，増減があったにもかかわらず，財産台帳に異動の記載がされておらず，財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

財 産	宮島工業高等学校外 6 校の建物
根 拠	広島県公有財産管理規則第 54 条，第 62 条

イ 貸付財産の管理について

次の貸付財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(施設課)

財 産	土地（三原市宮沖4丁目550, 550-2）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条，第64条

【改善を求める事項】

アプリケーションソフト導入用プリペイドカードの取扱いについて

広島商業高等学校において、平成23年度にプリペイドカード314枚を購入し、使用されないうまま保管していたため、平成26年度の定例監査において、有効活用策の検討を要請したが、現在もそのまま保管されている。換金性のあるカードの保管にはリスクがあるため、今後の使用見込みを勘案の上、早急に取り扱いを決定するよう、学校に要請したところであるが、現場に分散してリスクを増やさず、一括管理するなど、事務局としてカードの有効活用策を検討していただきたい。(高校教育指導課，特別支援教育課)

【検討要請事項】

特別支援学校の施設整備について

児童・生徒数の急激な増加に伴う施設の狭隘化により、障害特性に対応するための施設が確保できないなどの課題がある特別支援学校について、施設の増設工事などにより、必要な施設を確保するよう対応していただきたい。また、将来的な児童・生徒数の増加に対応できるよう、最適な施設整備方策を検討していただきたい。(特別支援教育課)

20 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成31年4月1日現在）

常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）

エ 主な事業実績（平成30年度）

出土遺物の保存処理 196点，出土遺物等の貸出

市町職員の発掘調査技術研修2課程

出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7 部 34 課 1 室 6 隊 1 所

部 名	課名等
総務部	総務課，広報課，会計課，施設課，装備課，情報管理課
警務部	警務課，人材育成課，警察安全相談課，厚生課，監察官室，留置管理課
生活安全部	生活安全総務課，人身安全対策課，少年対策課，生活環境課，サイバー犯罪対策課
地域部	地域課，通信指令課，自動車警ら隊，鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課，捜査第一課，捜査第二課，捜査第三課，組織犯罪対策課，捜査第四課，薬物銃器対策課，鑑識課，機動捜査隊，科学捜査研究所
交通部	交通企画課，交通規制課，交通指導課，運転免許課，交通機動隊，高速道路交通警察隊
警備部	公安課，警備課，危機管理課，外事課，機動隊

ウ 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 1,720 人

エ 主な施策（平成 30 年度）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害，テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成31年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 164人
- オ 主な事業実績（平成30年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6 か月	4 か月	—	2	96
		その他	10 か月	4 か月	—	2	60
	初任補修科	大学卒	2 か月	—	3 か月	2	98
		その他	3 か月	—	4 か月	2	57
	一般職員初任科		14 日間			2	19
小 計			—			10	330
任用時教養	警部補任用科		12 日間			1	19
	巡査部長任用科		12 日間			1	17
	部門別任用科		12～26 日間			5	122
各種専科			4 ～18 日間			54	900
小 計			—			61	1, 058
合 計			—			71	1, 388

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 17 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2 課

課 名	合同総務課，公務員課
-----	------------

(ウ) 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 20 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 11 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 県立三原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市宮沖四丁目 11-1
- ・教職員数（令和元年 5 月 1 日現在）
 本務者数 64 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 19 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制				定時制				
学科・学年等		普通科				普通科				
		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員（人）		200	200	200	600	80	80	80	80	320
生徒数（人）		182	200	196	578	53	49	38	32	172
充足率（％）		91.0	100.0	98.0	96.3	66.3	61.3	47.5	40.0	53.8
退学者（人）		0（ ）				18（6）				
休学者（人）		1				9				
進 学 就 職	大学・短大	172 人（86.9％）				0 人（0.0％）				
	専修・各種	19 人（9.6％）				6 人（35.3％）				
	就 職	2 人（1.0％）				7 人（41.2％）				
	そ の 他	5 人（2.5％）				4 人（23.5％）				

課 程						
学科・学年等		合 計				
		1	2	3	4	計
総定員（人）		280	280	280	80	920
生徒数（人）		235	249	234	32	750
充足率（％）		83.9	88.9	83.6	40.0	81.5
退学者（人）		18（6）				
休学者（人）		10				
進 学 就 職	大学・短大	172 人（80.0％）				
	専修・各種	25 人（11.6％）				
	就 職	9 人（4.2％）				
	そ の 他	9 人（4.2％）				

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 30 年度（平成 31 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 県立吉田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸高田市吉田町吉田 7 1 9 - 3
- ・教職員数 (令和元年 5 月 1 日現在)
 本務者数 44 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 11 人
- ・生徒の状況

課 程		全日制							
		探究科		アグリビジネス科				普通科	
学科・学年等		1	計	1	2	3	計	2	3 計
総定員 (人)		120	120	40	40	40	120	80	80 160
生徒数 (人)		101	101	24	28	37	89	63	68 131
充足率 (%)		84.2	84.2	60.0	70.0	92.5	74.2	78.8	85.0 81.9
退学者 (人)		—		2 (0)				2 (0)	
休学者 (人)		—		0				0	
進 学 就 職	大学・短大	—		9 人 (28.1%)				16 人 (33.3%)	
	専修・各種	—		11 人 (34.4%)				22 人 (45.8%)	
	就 職	—		11 人 (34.4%)				7 人 (14.6%)	
	その他	—		1 人 (3.1%)				3 人 (6.3%)	

課 程		全日制						
学科・学年等		生活福祉科			合計			
		2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	80	160	160	160	480
生徒数（人）		23	22	45	125	114	127	366
充足率（％）		57.5	55.0	56.3	78.1	71.3	79.4	76.3
退学者（人）		0（0）			4（0）			
休学者（人）		0			0			
進 学 就 職	大学・短大	3人（11.1％）			28人（26.2％）			
	専修・各種	18人（66.7％）			51人（47.7％）			
	就 職	6人（22.2％）			24人（22.4％）			
	その他	0人（0.0％）			4人（3.7％）			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成 30 年度 (平成 31 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品 (業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器) については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿にも点検・整備に係る事項を記載していなかった。適正な事務処理に努

められたい。

使用機器	冷凍庫 1 台
根 拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、徴収すべき電気料金を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

対 象	模擬試験に伴う電気料金
内 容	電気料金の算出において、使用時間を誤っていた。 令和元年 8 月 18 日分 追加徴収額 8 円
根 拠	広島県教育委員会公有財産管理規則第 27 条

28 県立神辺旭高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市神辺町徳田 75-1
- ・教職員数（令和元年5月1日現在）
 本務者数 54 人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制							
学科・学年等		体育科				普通科			
		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）		40	40	40	120	200	200	200	600
生徒数（人）		40	39	40	119	201	193	195	589
充足率（％）		100.0	97.5	100.0	99.2	100.5	96.5	97.5	98.2
退学者（人）		1（0）				1（0）			
休学者（人）		0				1			
進 学 就 職	大学・短大	26 人（65.0％）				146 人（75.3％）			
	専修・各種	4 人（10.0％）				38 人（19.6％）			
	就 職	10 人（25.0％）				5 人（2.6％）			
	その他	0 人（0.0％）				5 人（2.6％）			

課 程		全 日 制			
学科・学年等		合 計			
		1	2	3	計
総定員（人）		240	240	240	720
生徒数（人）		241	232	235	708
充足率（％）		100.4	96.7	97.9	98.3
退学者（人）		2（0）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	172 人（73.5％）			
	専修・各種	42 人（17.9％）			
	就 職	15 人（6.4％）			
	その他	5 人（2.1％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、令和元年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成30年度（平成31年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

29 広島東警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市東区二葉の里三丁目4番22号
- ・所管区域 広島市東区、安芸郡府中町
- ・管内面積 49.87 km²
- ・管内人口 172,881人（平成31年3月31日現在）
- ・組織体制 8課（警務課、会計課、留置管理課、生活安全課、刑事課、交通課、地域課、警備課）
- ・職員数 （平成31年4月1日現在）

常勤職員数	199人
非常勤職員数	18人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備の種類と数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	消防用設備等保守点検業務（平成30年度、令和元年度）
-------	----------------------------

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。債務者の状況を把握し、催告を行うなどの徴収促進に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成26年5月]
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う委託料返還金	1人 7,644円	0円
産業廃棄物処分業務委託契約解除に伴う違約金	1人 1,365円	0円

30 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・住 所 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
- ・代表者 理事長 上仲 孝昌
- ・設 立 平成 25 年 3 月 21 日
- ・役職員（平成 30 年 11 月 1 日現在）
 - 役員 8 人（うち常勤 2 人，うち県派遣職員 1 人）
 - 職員 45 人（うち県派遣職員 5 人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 就農支援資金貸付事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 29 年度
経常収益 A	1, 257, 485
経常費用 B	1, 275, 339
当期経常増減額 C (A - B)	▲17, 854
経常外収益 D	16, 998
経常外費用 E	55, 960
当期経常外増減額 F (D - E)	▲38, 962
法人税，住民税及び事業税 G	3, 050
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲59, 866
当期指定正味財産増減額 I	▲15, 125
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲74, 991
資産合計 K (L + O)	2, 018, 656
負債合計 L	440, 908
指定正味財産 M	17, 004
(うち，基本財産充当額)	3, 000
一般正味財産 N	1, 560, 744
正味財産合計 O (M + N)	1, 577, 748

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 3, 000, 000 円的全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）

(イ) 補助金

- a 平成 29 年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）
（所管課 農林水産局就農支援課） 116,717,994 円
- b 平成 29 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金（新規就農対策事業費補助金）
（所管課 農林水産局就農支援課） 3,000,000 円
- c 平成 29 年度森林環境保全直接支援事業補助金
（所管課 農林水産局林業課） 6,478,250 円

（２）監査の結果

【検討要請事項】

水源の森事業特別会計における会計処理について

水源の森事業（非収益事業）は、定款に掲げられた法人の目的を達成するための事業（主たる事業）であり、その事業に係る費用及び収益は、総額主義をもって記載すべきである。しかし、水源の森事業特別会計においては、事業費のうち受取補助金相当額について圧縮記帳を行っており、このような表示では、当該事業に係る費用を過少に捉えられるおそれがあることから、当該特別会計における会計処理の方法等について検討していただきたい。

根 拠	公益法人会計基準 第 1 総則 2 一般原則 1. 及び 2. 注解（注） 3
-----	--

監査の結果（令和２年１月１５日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

２ 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 29 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

４ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 26 機関、財政的援助団体等が 1 団体である。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部総務事務所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 2・8・17・24 日	実地	3
2	西部県税事務所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 2・8・17・24 日	実地	4
3	西部農林水産事務所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 2・3・17・18・24 日	実地	5
4	西部畜産事務所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 17 日	実地	8
5	西部家畜保健衛生所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 17 日	実地	9
6	西部建設事務所	令和元年 11 月 14 日	令和元年 10 月 2・8・10・17・21 日	実地	10
7	東部総務事務所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 20・24 日	実地	11
8	東部厚生環境事務所・保健所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 20・24 日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	東部農林水産事務所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 20・24・25 日	実地	14
10	東部建設事務所	令和元年 10 月 21 日	令和元年 9 月 13・24 日	実地	16
11	北部総務事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5・9 日	実地	18
12	北部厚生環境事務所・保健所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5 日	実地	19
13	北部農林水産事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 9・10 日	実地	20
14	北部建設事務所	令和元年 10 月 11 日	令和元年 9 月 5・9 日	実地	21
15	東京事務所	令和元年 11 月 7 日	令和元年 11 月 7 日	実地	23
16	農業技術センター	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	24
17	西部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	25
18	東部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 24 日	実地	26
19	北部病虫害防除所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 5 日	実地	27
20	西部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 12 日	実地	29
21	東部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 24 日	実地	30
22	北部農業技術指導所	令和元年 11 月 21 日	令和元年 9 月 5 日	実地	31
23	広島水道事務所	令和元年 11 月 28 日	令和元年 10 月 29 日	実地	32
24	水質管理センター	令和元年 11 月 28 日	令和元年 10 月 29 日	実地	33
25	西部教育事務所	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 10 月 2・9 日	書面	34
26	東部教育事務所	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 9 月 20 日	書面	35

財政的援助団体等

27	広島電鉄株式会社	令和 2 年 1 月 15 日	令和元年 11 月 19 日	書面	41
----	----------	-----------------	----------------	----	----

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・ 組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	14 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	13 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	24 人	2 課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 物品の管理について

次の物品（西部農林水事務所呉農林事業所管理分）について，備品出納簿の取得区分や相手方を誤っていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

品 名	絵画
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

イ 貸付物品の管理について

次の貸付物品（西部建設事務所呉支所貸付分）について，備品出納簿に貸付期間の終期が登録されておらず，また相手方が合併前の旧町名のままになっていた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

品 名	風速計 外 2 件
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

2 西部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること
申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の徴収に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町 10 番 23 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	134 人	7 課 1 班	税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	12 人	2 班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13 人	2 班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	36 人	3 課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

個人の県民税に係る徴収取扱費について

市町から提出された個人の県民税徴収取扱費交付計算書において，文書の收受手続きが遅延していた。市町への交付金の交付日に影響する可能性があることから，適正な執行に努める必要がある。（西部県税事務所）

3 西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	101 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所呉農林事業所	39 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課
西部農林水産事務所東広島農林事業所	54 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 西部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市， 安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人 数	課等の数	課名等
32人	3課	畜産振興課，防疫課，病性鑑定課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 西部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・所在地，所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市， 安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡

- ・職員数 3人（平成31年4月1日現在の常勤職員数）
ただし，西部畜産事務所所長及び次長2人が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計 3087 番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	151 人	12 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，建設業課，用地第一課，用地第二課，管理第一課，管理第二課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，建築課，東部連続立体交差事業課，災害関連緊急対策チーム，魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	53 人	4 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務課，災害関連緊急対策チーム，野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	42 人	3 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班，管理用地課，土木課，厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	45 人	3 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理用地課，土木課
西部建設事務所東広島支所	79 人	5 課 1 班 1 チーム 1 事務所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，災害関連緊急対策チーム，棕梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイ

クル法)に基づき、あらかじめ、または、対象建設工事となることが判明した時点で速やかに、市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所東広島支所)

契約名	二級河川三津大川水系三津大川 河川災害復旧工事(平成30年度～令和元年度)
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号

イ 行政文書の適正管理について

次の貸付物品について、契約書が存在不明であった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

品 名	風速計 外1件
根 拠	広島県文書等管理規則第8条

ウ 郵便切手等の管理について

郵便切手類のうち、レターパックについて、備え付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。(西部建設事務所)

根 拠	広島県物品管理規則第15条
-----	---------------

エ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備の種類の変更に伴う、仕様書の変更契約を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所)

契約名	魚切ダム管理事務所消防用設備等保守点検業務(平成29年度～令和元年度)
-----	-------------------------------------

オ 文書の作成について

次の文書について、文書管理システムにより作成する必要があるにもかかわらず、文書管理システムで作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

文書名	「道の駅」舞ロードIC千代田のトイレ管理委託について 平成30年度広島県清掃等業務委託の実施について
根 拠	広島県文書等管理規程第20条

カ 契約書の作成について

次の委託契約において、締結した契約書が決裁を受けた案文と異なっていた。また、公印押印時における施行文書の審査が十分に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所呉支所)

契約名	一般県道 豊浜蒲刈線(豊島大橋) 橋体点検業務委託(平成31年度)
根 拠	広島県文書等管理規程第28条、第30条 広島県公印規程 第11条

キ 重要物品の管理について

次の物品について、貸し付けているにもかかわらず、備品出納簿に貸付の記載がなかった。また、委託契約期間満了後、委託業者から返納させる契約となっているにもかかわらず、返納させていなかった。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

品 名	凍結防止剤散布装置
根 拠	広島県物品管理規則第 15 条, 第 17 条, 第 41 条

ク 再委託について

次の委託契約において、契約に再委託の定めがないにもかかわらず、契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。(西部建設事務所安芸太田支所)

契約名	道の駅舞ロード IC 千代田トイレ清掃業務委託
根 拠	広島県契約規則第 6 条

【改善を求める事項】

貸付物品の管理について

次の貸付物品について、相手方が長期間使用していないにもかかわらず、貸し付けたままにしていた。貸付けの必要がない物品については、速やかに返還の手続を行わせるなど、適正な事務処理を行う必要がある。(西部建設事務所呉支所)

品 名	風速計 外 2 件
-----	-----------

7 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制（人数は、平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
東部総務事務所	23人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	57 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	39 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，受注業者から，請求額空欄の記名押印されている請求書を事前に預かり，業務履行後，当該業者から別途提出された請求書の内容を事前に預かった請求書に転記していた。業者から提出された適正な請求書により支払手続を行うよう改める必要がある。（東部厚生環境事務所福山支所）

契 約 名	試験検査器材洗浄業務（平成 30 年度）
-------	----------------------

9 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・組織体制（人数は平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	62人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	52人	3課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関する事、道路・河川などの維持管理に関する事、公共用地の取得に関する事 など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は、平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	113人	9課1班 1推進事業所	事業調整・土砂法指定推進班，管理課，用地課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課，鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	91人	6課1班 1チーム	事業調整・土砂法指定推進班，建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課，災害関連緊急対策チーム

(2) 監査の結果

【指摘事項】

物品の購入について

次の物品の購入に当たり、発注決裁書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）

品名	特殊自動車 1台
根拠	広島県物品管理規則第10条第1項

11 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目 4 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人 数	課の数	課名等
北部総務事務所	16 人	1 課	総務課
北部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 介護保険・地域医療に関すること，保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

- ・所在地，所管区域

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所 ・北部保健所	39人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

※人数は，育児休業者1名を含む。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること
 農道・林道などの整備に関すること
 保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
68人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 北部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目 6 - 1	三次市，庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目 4 - 1	

- ・組織体制（人数は，平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	48 人	5 課 1 班	事業調整・土砂法指定推進班， 管理課，用地課，維持課，工務課， 建築課
北部建設事務所庄原支所	43 人	2 課 1 班 1 所	事業調整・土砂法指定推進班， 管理用地課，土木課， 庄原ダム管理事務所

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
 県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
 県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面の間における事務の推進
 及び連絡
 本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・ 組織体制 1 課（総務課）
- ・ 職員数（平成31年4月1日現在）
 - 常勤職員数 17 人（市からの派遣職員を含む。）
 - 非常勤職員数 3 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 県立総合技術研究所農業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農作物及び果樹に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
農作物及び果樹に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 本 所：東広島市八本松町原 6869
果樹研究部：東広島市安芸津町三津 2835
- ・ 組織体制 本 所：4 部 1 課（総務部（管理課），技術支援部，栽培技術研究部，生産
環境研究部）
果樹研究部：1 部 1 課（管理第二課，果樹研究部）
- ・ 職員数 54 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 西部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
 市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
 病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 3 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
 ただし，西部農業技術指導所所長及び次長（2 名）が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 東部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
 市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
 病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1－1
- ・ 職員数 2 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
 ただし，東部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 北部病虫害防除所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 植物の検疫
 市町，農業者等が行う病虫害防除の指導及び協力
 病虫害の発生予察及び発生予察情報の提供
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6－1
- ・ 職員数 2 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
 ただし，北部農業技術指導所所長及び次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 西部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術
の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術
及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 6869
- ・ 職員数 51 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類出納簿の記載について

郵便切手類出納簿の記載について，フェリー券の使用・購入状況の記録が漏れていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県物品管理規則第 41 条
-----	-----------------

21 東部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術
の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術
及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 福山市三吉町一丁目 1－1
- ・ 職員数 28 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物を保管する場所は，その他の物を保管する場所と明確に区分された毒物及び劇物専用のものとする必要があるが，その他の物と混在して保管されていた。適正な管理に努められたい。

根 拠	毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年 3 月 26 日薬発第313号厚生省薬務課長通知） 1
-----	---

22 北部農業技術指導所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 経営力の高い担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導
農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術
の高度化の普及指導
試験研究機関等との連携及び調整
農業情報の収集，加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修
普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術
及び知識の総合的な普及指導
- ・ 所在地 三次市十日市東四丁目 6－1
- ・ 職員数 20 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 安芸灘地域、広島都市圏の沿岸島しょ地域及び賀茂・竹原地域の6市3町への水道用水の供給
広島湾東部沿岸地域及び広島中央テクノポリス地域への工業用水の供給
- ・所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・組織体制 5課, 1事業所
(総務課, 維持管理課, 建設課, 瀬野川浄水課, 戸坂取水課, 沼田川事業所)
- ・職員数 61人(平成31年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・主要事業実績(平成30年度)

ア 広島水道用水供給事業

給 水 開 始	昭和49年4月
水 源	土師ダム, 高瀬堰, 温井ダム
計 画 給 水 量	214,600 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	219,500 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	139,298 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	117,472 m ³ /日
給 水 対 象	広島市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 江田島市, 今治市 海田町, 大崎上島町, 熊野町, 坂町, 府中町

イ 太田川東部工業用水道事業

給 水 開 始	昭和40年4月
水 源	太田川表流水
計 画 給 水 量	230,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	230,000 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	196,127 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	174,989 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡(海田町, 府中町)

ウ 太田川東部工業用水道第2期事業

給 水 開 始	昭和54年7月
水 源	土師ダム(江の川分水)
計 画 給 水 量	93,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	52,250 m ³ /日
一日最大給水量(実績)	27,752 m ³ /日
一日平均給水量(実績)	19,264 m ³ /日
給 水 区 域	広島市, 呉市, 安芸郡(海田町, 府中町), 東広島市

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、瀬野川浄水場の仕様書に記載された誘導灯 8 灯のうち 1 灯の点検が行われていなかった。また、この点検漏れに気付かないまま、検査を完了していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	瀬野川浄水場外消防設備点検整備業務（平成 29 年度～令和元年度）
根 拠	消防法第 8 条第 1 項 業務委託契約約款第 30 条第 2 項

イ 契約変更に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について

次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象建設工事となったが、県知事への通知等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	4 号トンネル堆積土砂撤去その他工事（平成 30 年度～令和元年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条，第 12 条，第 13 条

24 水質管理センター

(1) 監査の概要

- ・ 主な業務 水道用水及び工業用水の水質に関する試験検査及び水質管理についての指導並びに水質課題の検討
- ・ 所在地 広島市安芸区畑賀町 2970
- ・ 組織体制 2 課（総務課、水質管理課）
- ・ 職員数 4 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計で兼務職員を除く。）
- ・ 主要事業実績（平成 30 年度）

ア 水質に関する試験検査（検査機関に委託）

区 分		内 容
定期水質検査		
	水道用水	着水井 2 箇所，沈でん池 2 箇所，ろ過地 2 箇所，浄水池 1 箇所，末端分水点 4 箇所
	工業用水	沈でん池 3 箇所
臨時水質検査		水道施設を新設，増設又は改造した場合の試験・検査 ただし，平成 30 年度は実績がなく，直近では平成 29 年度に 1 件実施

イ 水質汚濁事故，水質関係災害及び水質異常事案発生時の情報収集及び現場調査

ウ 水質課題の検討

かび臭の問題，緩速ろ過池の適正な運用管理，水処理工程で管理可能な項目に係る問題，水道施設の老朽化及び水質異常に伴う問題，送水量の減少に伴う問題

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 西部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
その他の人事及び研修
- ・ 所在地 本所：呉市西中央一丁目 3 番 25 号
支所：広島市安佐北区可部四丁目 6 番 18 号
- ・ 所管区域 本所：呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，
府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町
支所：安芸高田市，安芸太田町，北広島町
- ・ 組織体制 2 課（総務課・教育指導課）， 1 支所（芸北支所）
- ・ 職員数 36 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業（平成 30 年度）
管内の市町教育長，小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

26 東部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
 市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
 その他の人事及び研修
- ・所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ・所管区域 三原市，尾道市，府中市，世羅町，神石高原町
- ・組織体制 2 課（総務課，教育指導課）
- ・職員数 18 人（平成 31 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業（平成 30 年度）
 管内の市町教育長，小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の実施
 学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

27 広島電鉄株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 鉄道, 軌道, 自動車による運送事業
土地建物の売買, 賃貸, 管理, あつ旋及び土木建築工事業等
- ・ 所在地 広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号
- ・ 代表取締役社長 椋田 昌夫
- ・ 設 立 昭和 17 年 4 月 10 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 30 年度広島県地域間幹線系統確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 88,534,000 円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において, 地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され, 陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額

(イ) 平成 30 年度広島県車両減価償却費等補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 14,216,000 円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において, 地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され, 陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額

(ウ) 平成 30 年度広島県広域生活交通路線確保維持費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 8,347,000 円
- ・ 交付の目的 陸上における生活交通の存続が危機に瀕している地域等において, 地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され, 陸上における地域公共交通の確保・維持を支援する。
- ・ 補助対象経費 補助対象経常費用と経常収益の差額

(エ) 平成 30 年度広島県 L R T システム整備費補助金を交付

(所管課 地域政策局地域力創造課)

- ・ 補助額 63,333,333 円
- ・ 交付の目的 高齢者, 障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図るため, 鉄軌道事業者が行う L R T システム整備事業を支援する。

- ・補助対象経費 低床式車両導入に要する経費のうち、車両本体、車載機器類

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

監査の結果（令和２年３月４日決定分）

第１ 監査の概要

１ 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

２ 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 29 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

３ 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

４ 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 1 機関、財政的援助団体等が 21 団体である。

県の機関

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立広島病院	令和元年 12 月 3 日	令和元年 11 月 6 ・ 7 日	実地	3

財政的援助団体等

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
2	広島県土地開発公社	令和元年 12 月 4 日	令和元年 11 月 13 ・ 14 日	実地	5
3	広島県道路公社	令和元年 12 月 4 日	令和元年 11 月 13 ・ 14 日	実地	7
4	広島県住宅供給公社	令和元年 12 月 4 日	令和元年 11 月 13 ・ 14 日	実地	9
5	公益財団法人ひろしま産業振興機構	令和元年 12 月 19 日	令和元年 11 月 26 ・ 27 日	実地	10
6	公益財団法人広島県スポーツ振興財団	令和元年 12 月 24 日	令和元年 12 月 4 日	実地	15

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
7	公益財団法人ひろしま国際センター	令和2年1月9日	令和元年12月10・11日	実地	16
8	公益財団法人広島県下水道公社	令和2年1月16日	令和元年12月19日	実地	18
9	一般財団法人中央森林公園協会	令和2年1月14日	令和元年12月11日	実地	19
10	社会福祉法人広島県福祉事業団	令和2年1月21日	令和元年12月12・17・18日	実地	22
11	一般社団法人広島県畜産協会	令和元年11月27日	令和元年10月30日	実地	26
12	株式会社ひろしま港湾管理センター	令和2年1月10日	令和元年12月5・6日	実地	28
13	社会福祉法人さくら福祉会	令和2年3月4日	令和元年12月3日	書面	31
14	社会福祉法人的場会	令和2年3月4日	令和2年1月7日	書面	32
15	学校法人武田学園	令和2年3月4日	令和元年12月24日	書面	33
16	学校法人多幾山学園	令和2年3月4日	令和2年1月8日	書面	35
17	医療法人財団竹政会	令和2年3月4日	令和元年12月10日	書面	37
18	堀田・誠和共同企業体	令和2年3月4日	令和元年12月3日 令和2年1月14日	書面	38
19	広島県ビルメンテナンス協同組合	令和2年3月4日	令和元年11月20日 12月4・19日	書面	39
20	ビルックス株式会社	令和2年3月4日	令和元年11月28日	書面	41
21	社会福祉法人広島県視聴覚障害者団体連合会	令和2年3月4日	令和元年12月25日	書面	42
22	RCCホールマネジメントグループ	令和2年3月4日	令和2年1月16日	書面	44

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ・職員数 常勤職員及び再任用職員 1,191人
非常勤職員 252人
(平成31年4月1日現在)
- ・診療科 21科
(内科, 精神科, 神経科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 心臓血管外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産科, 婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 歯科口腔外科, 麻酔科)
- ・病床数 700床 (一般病床650床, 精神病床50床。平成31年4月1日現在)
- ・患者数等の状況 (平成30年度)

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
199,610人	547人	79.5%	282,318人	1,157人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記載について

DMA T 隊の活動に係る常時の資金前渡について、支払の都度、現金出納簿を記載していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第12条及び第33条第2項
-----	--------------------------

イ 郵便切手の出納管理について

郵便切手の出納管理について、次のとおり不適正な事務処理をしていた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 郵便切手類の払出しの都度、郵便切手類出納簿への記載及び押印が行われておらず、郵便切手類の現在高確認が行われていなかった。

(イ) 郵便切手受払簿において、使用に係る決裁を得ずに郵便切手を交付している上、交付及び実施（施行）の確認が行われていなかった。

根 拠	郵便切手等の管理について（平成23年12月6日付県立病院課長通知） 郵便切手等の取扱いについて（平成23年12月27日付総務課庶務係長依頼）
-----	---

【改善を求める事項】

ア 長期未納（過年度分）について

次の歳入において、長期未納（過年度分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

特に、請求先団体から返戻を受けた診療報酬請求（レセプト）について、再請求手続きの

遅延などにより、未収金が増加している傾向にあることから、レセプト返戻後、速やかに再請求等の対応を行うことが重要である。また、個人負担分に係る未収金についても、債権回収が困難となる前に、早期に対策を講じることが必要である。

診療報酬請求及び債権回収は業務委託により行われているが、各業務の受注者に対する適切な指導及び緊密な連携を含め、未収金の新規発生を防止する取組を強化するとともに、長期未収金に陥る前の積極的な対策を講じる必要がある。

区 分	長期未納（過年度分） [令和元年年 9 月末]		参考 前回監査時 [平成 29 年 9 月末]	
医業未収金（個人負担分）	3,140 件	112,029,034 円	3,350 件	108,800,519 円
医業未収金（団体）	43 件	27,699,668 円	28 件	9,064,479 円
医業外未収金	5 件	157,497 円	2 件	139,147 円

イ 固定資産の実地調査について

固定資産の実地調査については、毎年一回実施することとされているが、ベッド以外の資産については行われていなかった。貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるためには、固定資産を正確に把握する必要があることから、合理的かつ効果的な実施方法を検討するとともに、適正な運用に努める必要がある。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 75 条 固定資産異動及び固定資産実地照合事務取扱要綱第 4 条
-----	--

ウ 消防用設備点検結果における不備への措置について

消防用設備の点検結果について、毎年度行う消防署への結果報告の際に、不良事項がある場合には、速やかに修理・補修などを行うよう指導を受けているが、多数の設備が未措置の状況にある。消防法に基づき、未措置の状況を速やかに改善できるよう、予算措置を含め修理等を計画的に進める必要がある。

2 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
役員 13 人（うち常勤 4 人）
職員 9 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，土地造成事業
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から，広島県道路公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度
事業収益 A	466,476
事業原価 B	437,601
販売費及び一般管理費 C	78,828
事業利益 D (A - B - C)	▲49,953
事業外収益 E	188,140
事業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	138,187
特別利益 H	0
特別損失 I	0
当期純損益 J (G + H - I)	138,187
資産合計 K (L + M)	31,140,127
負債合計 L	10,529,554
資本合計 M	20,610,573
(うち資本金)	30,000
(うち準備金)	20,580,573

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資（所管課 土木建築局用地課）

（イ）用地先行取得資金貸付金（所管課 土木建築局空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,532,676,933 円
- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

(ウ) 債務保証 (所管課 土木建築局都市計画課)

- ・ 債務保証残高 58,197,864 円
- ・ 保証の対象 公有地先行取得の用地費及び補償費等に係る金融機関からの長期借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 広島県道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の区域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 56 年 3 月 30 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
役員 8 人（うち常勤 4 人）
職員 23 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県住宅供給公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度
総収益 A	1,073,760
総費用 B	1,073,760
当期利益 C (A - B)	0
資産合計 D (E + F)	23,421,196
負債合計 E	17,096,196
(うち、特別法上引当金等)	16,776,319
資本合計 F	6,325,000
(うち、基本金)	6,325,000
(うち、利益剰余金)	0

注 総収益は、業務収入、受託業務収入、業務外収入の合計

特別法上引当金は、償還準備金（毎年道路事業収支差益の繰入額）と道路事業損失補てん引当金（道路料金収入（税抜）×1/10）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- （ア）基本金 6,325,000,000 円的全額を出資（所管課 土木建築局道路河川管理課）
- （イ）債務保証（所管課 土木建築局道路河川管理課）
 - ・ 債務保証残高 17,381,787 円
 - ・ 保証の対象 国、地方公共団体金融機構からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

広島熊野道路・安芸灘大橋有料道路回数通行券の管理について

払戻し手続の終了した回数通行券について、消印等の処理を行わず保管していた。適正な事務処理に努める必要がある。

4 広島県住宅供給公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅及びその用途に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 伊達 英一
- ・ 設 立 昭和 41 年 3 月 28 日
- ・ 役職員（令和元年 9 月 30 日現在）
役員 11 人（うち常勤 4 人）
職員 25 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡、宅地の賃貸、管理及び譲渡、民間賃貸住宅の管理
- ・ その他 平成 21 年 4 月 1 日から、広島県土地開発公社及び広島県道路公社と事務局を統合している。

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度
事業収益 A	1,931,208
事業原価 B	1,336,935
販売費及び一般管理費 C	121,508
事業利益 D (A - B - C)	472,765
経常収益 E	241,225
経常費用 F	85,687
経常利益 G (D + E - F)	628,303
特別利益 H	64,732
特別損失 I	39,638
当期純利益 J (G + H - I)	653,397
資産合計 K (L + M)	20,538,705
負債合計 L	10,047,040
資本合計 M	10,491,665
(うち資本金)	10,000
(うち剰余金)	10,481,665

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

資本金 10,000,000 円のうち、8,300,000 円を出資（所管課 土木建築局住宅課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 公益財団法人ひろしま産業振興機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 産学官の協同体制により，県内産業の技術の高次化を促進するとともに，新事業の創出，中小企業等の経営・技術革新，経営基盤の強化，国際化対応等を総合的に支援することにより，企業の活性化を図り，もって地域産業の発展に寄与する。
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・代表者 理事長 深山 英樹
- ・設立 昭和58年11月24日
- ・役職員 役員24人（うち常勤8人），職員97人（非常勤職員を含む。）（令和元年9月末現在）
- ・主な事業 創業・経営革新等の支援，高度技術産業への展開を促す研究開発の推進，技術研究開発の支援及び技術交流の促進，大学等の研究成果及び特許の技術移転の促進，高度産業人材等の育成，取引先開拓の支援，経営・技術等に係る産業情報の収集・提供，資金等の支援，国際ビジネスの支援，公の産業振興施設の指定管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成30年度
経常収益 A	1,511,810
経常費用 B	1,536,729
当期経常増減額 C (A－B)	▲24,919
経常外収益 D	1,237
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	1,237
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲23,681
当期指定正味財産増減額 H	▲45,025
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲68,706
資産合計 J (K＋L)	12,417,463
負債合計 K	6,997,772
指定正味財産	4,453,150
（うち，基本財産充当額）	(126,200)
一般正味財産	966,542
正味財産合計 L	5,419,692

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 126,200,000 円のうち 66,000,000 円 (52.3%) を出捐

(令和元年 9 月 30 日現在) (所管課 商工労働局商工労働総務課)

(イ) 補助金及び負担金 370,241,094 円を交付 (平成 30 年度)

a 平成 30 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 75,504,166 円

・交付の目的 中小企業・ベンチャーに対する事業化・市場化（新事業展開，経営革新等）の支援

・補助対象経費 中小・ベンチャー企業成長支援事業，情報創造提供事業，チーム型支援及び中小企業技術・経営力評価活用促進事業を実施するための経費

b 平成 30 年度広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 53,904,787 円

・交付の目的 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの管理運営に対する助成

・補助対象経費 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターの運営を行う職員の人件費（給料，諸手当，共済費等及び退職手当引当金等）

c 平成 30 年度平成 30 年 7 月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付事務経費補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

・補助額 15,953,568 円

・交付の目的 貸付事務を行う復興支援金融センター運営補助

・補助対象経費 復興支援金融センター運営費（人件費，旅費，事務費）

d 平成 30 年度地域共同研究プロジェクト推進事業補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 24,452,773 円

・交付の目的 産学官協同体制による県内産業の技術の高度化に資する事業経費に対する支援

・補助対象経費 地域共同研究プロジェクト推進事業に従事する職員給与費，資料作成費及び事務室使用料等の経費

e 平成 30 年度ひろしまものづくり人材育成センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

・補助額 18,970,146 円

・交付の目的 中小企業等の業務改善活動を指導できる人材の育成に要する経費に対する支援

・補助対象経費 イノベーションインストラクター育成塾運営等に要する経費（人件

費，講師謝金・旅費等)

f 平成 30 年度広島県中小企業知財支援センター事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 6,791,174 円
- ・交付の目的 中小企業等の技術や研究成果の発掘・活用提案に要する経費に対する支援
- ・補助対象経費 当該事業に従事する職員給与費及び資料作成費等の経費

g 平成 30 年度中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 12,606,537 円
- ・交付の目的 中小・ベンチャー企業に対する新事業展開・第2創業の支援
- ・補助対象経費 助成事業企業の選定等の管理運営及び、助成事業企業に対する助成のための経費

h 平成 30 年度広島県下請企業振興事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 44,551,573 円
- ・交付の目的 下請中小企業に対する取引先開拓の支援
- ・補助対象経費 取引先開拓支援のため実施する指導員等の設置に関する事業（人件費），中小企業振興のための調査又は情報の収集若しくは提供事業（専門調査員等の謝金，旅費，資料等作成，通信費，会議費等）などに要する経費

i 平成 30 年度ひろしまデジタルイノベーション推進事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 21,800,184 円
- ・交付の目的 地域産業の競争力強化に寄与するためのハイパフォーマンスコンピューティングの普及啓発や人材育成の支援
- ・補助対象経費 各種研修事業の実施に要する経費（講師謝金，委託費等）及び当該事業に従事する職員給与費，事務室使用料等の経費

j 平成 30 年度自動車関連産業クラスター支援事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 57,731,243 円
- ・交付の目的 県内の自動車関連産業の振興支援
- ・補助対象経費 コーディネーター等の人件費，企業・市場調査に必要な旅費，専門家派遣，委託費等の経費

k 平成 30 年度ベンチマーキング支援事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 2,198,680 円
- ・交付の目的 市販自動車の分解を通じた自動車部品の最新技術のベンチマーキング及び評価・分析に関する支援
- ・補助対象経費 ベンチマーキングセンターの施設管理や運営に要する経費，分解車両の取得経費及びその他分解調査に係る必要経費

l 平成 30 年度新技術トライアル・ラボ運営事業費補助金を交付

(所管課：商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 13,708,227 円
- ・交付の目的 自動車メーカーの技術ニーズと部品企業の技術シーズを中心にした技術構想の企画，将来技術の芽の創出のための探索的な実験等の実施
- ・補助対象経費 トライアル・ラボ運営費（需用費），研究資金，研究員の人件費，調査活動に係る旅費

m 平成 30 年度国際経済交流支援負担金を交付

(所管課：商工労働局海外ビジネス課)

- ・負担額 17,916,186 円
- ・交付の目的 県内企業に対する国際ビジネスの支援
- ・補助対象経費 海外事務所等の運営及び国際経済交流支援事業に要する経費，事務所の運営に要する経費への負担金

n 平成 30 年度広島県中小企業基盤整備機構中国本部人材支援部運営協力事業補助金を交付

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・補助額 4,151,850 円
- ・交付の目的 中小企業大学校広島校への運営協力
- ・補助対象経費 本財団から派遣した職員の職員給与，諸手当等

(ウ) 損失補償（損失補償残高合計 53,030,810 円（平成 31 年 3 月 31 日現在））

a 広島県設備資金貸付事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 7,344,809 円
- ・損失補償の内容 設備資金貸付事業の貸付金に係る損失補償

b 広島県設備貸与事業損失補償（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・損失補償残高 45,686,001 円
- ・損失補償の内容 設備貸与事業の貸与料に係る損失補償

(エ) 貸付金（貸付金残高合計 6,587,283,500 円（平成 31 年 3 月 31 日現在））

a 広島県小規模企業等設備導入資金（設備貸与事業）

(所管課：商工労働局経営革新課)

- ・貸付金残高 6,928,500 円
- ・貸付の目的 創業又は経営基盤の強化を図るため，小規模企業者に代わって当財団

が機械設備販売業者から必要な設備を購入し、その設備を当該企業者に
長期かつ固定金利で割賦販売又はリースを実施

- ・貸付の対象 設備導入を図る小規模企業に割賦販売又はリースする設備の購入原資

b 被災中小企業施設・設備整備支援事業（貸付事業）

（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 1,981,800,000 円
- ・貸付の目的 平成 30 年 7 月豪雨により被災した中小企業等に対してグループ補助金の自己負担分を無利子で貸し付けを行う
- ・貸付の対象 被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資

c 被災中小企業施設・設備整備支援事業（管理事業）

（所管課：商工労働局経営革新課）

- ・貸付金残高 4,598,555,000 円
- ・貸付の目的 被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するにあたり運用益を事務費等の財源とする
- ・貸付の対象 グループ補助金無利子貸付管理事業基金の造成

（オ） 公の施設の指定管理者（広島県立広島産業会館については今回監査の対象外）

- ・施設名 広島県立広島産業会館
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12-18
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金収入で充当するため、管理費用は無し。
（平成 30 年度の県への納付額 97,000,000 円、剰余金納付額 11,935,797 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 展示場（9 室）、会議室（1 室）、控室等（13 室）、駐車場（平日 389 台・土日祝日 456 台）等
- ・利用状況（平成 30 年度） 面積稼働率 54.6%

- ・施設名 広島県立産業技術交流センター
- ・所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ・指定期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 387,000,000 円
（うち令和元年度管理費用 77,400,000 円）
- ・所管課 商工労働局商工労働総務課
- ・施設設備 研修室・会議室等（5 室）、多目的ホール（318m²）、事務室（1 室）、駐車場（99 台）等
- ・利用状況（平成 30 年度） 利用件数 1,247 件

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 公益財団法人 広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町4番1号（広島県立総合体育館内）
- ・ 代表者 理事長 池田 晃 治
- ・ 設立 昭和63年8月10日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和元年12月31日現在）
評議員6名，理事10名，監事2名
職員2名（非常勤）
- ・ 主な事業 指導者養成事業，大規模競技大会開催事業，スポーツキャンペーン等開催事業，地域スポーツ振興事業への助成

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	平成30年度
経常収益 A	16,221
経常費用 B	17,635
当期経常増減額 C (A－B)	▲1,414
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲1,414
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲1,414
資産合計 J (K＋N)	1,054,232
負債合計 K	4,399
指定正味財産 L	1,037,504
（うち，基本財産充当額）	1,037,504
一般正味財産 M	12,329
正味財産合計 N	1,049,833

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 1,037,504,000 円のうち 800,004,000 円（77.1%）を出捐（令和元年11月30日現在）（所管課 地域政策局スポーツ推進課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 公益財団法人ひろしま国際センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。
- ・ 住 所 〔交流部〕 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
〔研修部〕 東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・ 代表者 会 長 佐々木 茂喜
- ・ 設 立 平成元年1月11日
- ・ 役職員（令和元年10月31日現在）
役員 20人（うち常勤2人）
職員 58人（非常勤職員を含む）
- ・ 主な事業 〔交流部〕
多文化共生社会支援事業、平和貢献推進・国際人材育成事業、留学生支援事業
〔研修部〕
国際協力研修事業、地域の国際化推進事業、ひろしま国際プラザ施設管理運営事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成30年度
経常収益 A	468,611
経常費用 B	469,400
当期経常増減額 C (A－B)	▲789
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	▲789
当期指定正味財産増減額 H	▲5,765
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	▲6,554
資産合計 J (K＋N)	1,234,835
負債合計 K	65,762
指定正味財産 L	1,008,524
(うち基本財産充当額)	(997,242)
一般正味財産 M	160,549
(うち基本財産充当額)	(2,758)
正味財産合計 N	1,169,073

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 1,000,000,000 円のうち、747,618,007 円 (74.8%) を出捐 (令和元年 10 月 31 日現在)

(所管課 地域政策局国際課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日
- ・指定期間 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) に係る管理費用の上限額 827,619,425 円 (うち、平成 30 年度管理費用 165,523,885 円)
- ・所管課 地域政策局国際課
- ・利用状況

年 度	研修室	宿泊室	情報センター・図書室
平成 30 年度	902 日	14,080 人泊	7,317 人

注 研修室はクッキング交流室を含む 13 室、宿泊室は 73 室 (JICA 中国センターを除く。) の利用状況である。

(ウ) 平成 30 年度公益財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

(所管課 地域政策局国際課)

- ・補助額 31,918,412 円 (事業費 32,533,015 円、補助対象経費 31,918,412 円)
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設及び公益財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料・共益費、嘱託員給与費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表等の表示について

財務諸表等の表示について、次のとおり不適正なものがあった。公益法人会計基準等に準拠した適正な作成に努められたい。

ア 貸借対照表において、指定正味財産の金額と、その内数を示す「うち基本財産への充当額」及び「うち特定資産への充当額」の合計額が一致していなかった。

根拠	公益法人会計基準注解 注 4 公益法人会計基準に関する実務指針 (平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) Q25
----	--

イ 満期保有目的債券について、財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載された帳簿価額及び財産目録への計上額が誤っていた。

根拠	公益法人会計基準第 2 3 (3)
----	-------------------

8 公益財団法人広島県下水道公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全さらに地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うこと。
- ・ 所在地 広島市南区向洋沖町1番1号
- ・ 代表者 理事長 木原 健
- ・ 設 立 昭和56年8月1日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員 役員15人（うち常勤2人）、職員35人（うち県派遣職員10人）
（令和元年10月31日現在）
- ・ 主な事業 下水道に係る水質管理、下水道技術者の育成、下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究、下水道知識の普及及び啓発、流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成30年度
経常収益 A	3,431,449
経常費用 B	3,427,302
当期経常増減額 C (A－B)	4,147
経常外収益 D	2,779
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D－E)	2,779
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	6,926
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	6,926
資産合計 J (K＋L)	849,846
負債合計 K	746,298
指定正味財産	79,000
（うち、基本財産充当額）	79,000
一般正味財産	24,548
正味財産合計 L	103,548

※ 出典：出資法人経営状況説明書

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産79,000,000円のうち、39,500,000円（50％）を出捐（平成31年4月1日現在）
（所管課 企業局流域下水道課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 一般財団法人 中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設を管理運営し、庭園空港都市の創造，発展に寄与する。
- ・ 住 所 三原市本郷町上北方 1315 番地
- ・ 代 表 者 理事長 小松 光二郎
- ・ 設 立 平成 4 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日一般財団法人へ移行）
- ・ 役 職 員（平成 31 年 4 月 1 日現在）
 - 役員 10 人（常勤 1 人）
 - 評議員 5 人
 - 職員 6 人
- ・ 主な事業 中央森林公園（公園センター等地区）の管理運営（指定管理者）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度
経常収益 A	147,379
経常費用 B	145,674
当期経常増減額 C (A - B)	1,705
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	1,705
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	1,705
資産合計 J (K + N)	79,275
負債合計 K	16,645
指定正味財産 L	30,000
（うち、基本財産充当額）	30,000
一般正味財産 M	32,629
正味財産合計 N (L + M)	62,629

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）平成 30 年度県立中央森林公園（公園センター等地区）利用料金の減免に伴う負担金を交付

（所管課 環境県民局自然環境課）

- ・ 負担金の額 15,116,120 円（対象経費 15,116,120 円）
- ・ 交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した利用料金を負担する。
- ・ 対象経費 県立中央森林公園（公園センター等地区）施設の利用料金の減免額

(イ) 基本金 30,000,000 円のうち、13,500,000 円 (45.0%) を出捐
(所管課 環境県民局自然環境課)

(ウ) 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立中央森林公園 (公園センター等地区)
- ・ 指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額
平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 254,575,000 円
(うち、平成 30 年度管理費用 50,915,000 円)
平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 267,602,000 円
(うち、平成 31 年度管理費用 53,258,000 円)
- ・ 所管課 環境県民局自然環境課
- ・ 利用状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
日本庭園 (三景園)	86,171 人	89,893 人	94,633 人
駐車場	49,365 台	46,649 台	42,484 台
バーベキュー広場	15,109 人	13,405 人	11,367 人
潮見亭	120 人	146 人	265 人
運動広場	13,787 人	11,965 人	11,464 人
研修室	894 人	883 人	1,103 人
自転車	40,136 人	39,683 人	35,794 人
総入込者数	268,000 人	259,600 人	253,900 人
利用料金収入	44,123,790 円	43,841,630 円	42,244,540 円

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 利用料金の減免負担金について

利用料金の減免額に応じて県から指定管理者に支払われる減免負担金について、平成 30 年度の利用料金減免実績報告書に誤りがあり、減免負担金が減免実績額よりも 305,280 円過大に支払われていた。適正な事務処理に努められたい。

イ 財務諸表の表示について

平成 30 年度の財務諸表について、正味財産増減計算書の利用料金収益及び貸借対照表の未収金の額がそれぞれ 8,400 円過大に計上されていた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 生産品販売における事務処理について

中央森林公園協会が商品を生産し指定管理施設内の売店等で販売する事務処理について、生産品の生産・販売数量の管理が行われていなかった。また、売上現金が現金出納簿等により管理されておらず、長期間当該協会の金庫に保管され、銀行口座への入金が速やかに行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般財団法人中央森林公園協会財務規程第 21 条
-----	--------------------------

【改善を求める事項】

三景園の入園券の管理について

指定管理施設の三景園の入園券について、使用枚数は管理していたが、受入枚数と使用による残枚数の確認が行われていなかった。入園券の受払管理を適正に行う必要がある。

【検討要請事項】

修繕引当金の計上について

平成 30 年度財務諸表に計上されている修繕引当金について、修繕費の積算根拠や取り崩し時のルールなどが文書で具体的に取り決められていない。

については、積み立て及び取り崩し時のルールなどを文書で定め、修繕引当金を計上する意図を明確にするように努めていただきたい。

10 社会福祉法人広島県福祉事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する社会福祉施設等の運営を適切かつ能率的に行うことにより、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 - 3
- ・ 代表者 理事長 菊間 秀樹
- ・ 設 立 昭和 39 年 4 月 30 日
- ・ 役職員 役員 8 人 職員 656 人
(令和元年 10 月 31 日現在。非常勤等を含む。)
- ・ 主な事業 広島県立障害者リハビリテーションセンターなどの経営 (指定管理者)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分	平成 30 年度
経常収入 A	6,281,313
経常支出 B	6,185,082
当期経常収支差額 C (A - B)	96,231
経常外収益 D	83,525
経常外費用 E	119,828
当期経常外収支差額 F (D - E)	▲36,302
当期資金収支差額 G (C + F)	59,929
資産合計 H (I + J)	3,251,875
負債合計 I	1,399,374
正味財産 J	1,852,501
(うち基本金)	10,000
(うち当期活動収支差額)	36,054

※ 出典：社会福祉法人広島県福祉事業団決算報告書

※ 端数処理の関係で、合計額が一致しないことがある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産

10,000,000 円の全額を出資 (令和元年 12 月 12 日現在)
(所管課 健康福祉局障害者支援課)

(イ) 補助金

a 平成 30 年度広島県新人看護職員研修事業費補助金

(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 133,000 円
- ・ 交付の目的 看護の質の向上と早期離職防止
- ・ 補助対象経費 新人看護職員研修経費

b 平成 30 年度女性医師等就労環境整備事業補助金

(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

- ・ 交付額 2,100,000 円
- ・ 交付の目的 女性医師等の離職防止・復職支援
- ・ 補助対象経費 短時間正規雇用の勤務形態により勤務する女性医師等の人件費（給与費，法定福利費）

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名

施設名	定員等（平成 30 年度）	平成 30 年度 管理費用等
広島県立障害者リハビリテーションセンター（東広島市西条町）		(管理費用) 160,979,000 円 (手数料等相当額) 25,091,000 円
医療センター（診療部門）	入院 160 床	
高次脳機能センター	入院 40 床（再掲）	
若草園（医療型障害児入所施設・療養介護） （医療型児童発達支援センター）	入所 62 人 通所 10 人	
若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 53 人	
あけぼの（障害者支援施設）	入所 70 人 日中 80 人	
スポーツ交流センター（身体障害者福祉センター）	—	
広島県立福山若草園（福山市水呑町）		(手数料等相当額) 4,038,000 円
福山若草育成園（医療型児童発達支援センター）	通所 20 人	
福山若草療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 54 人	
広島県立障害者療育支援センター（東広島市八本松町）		(手数料等相当額) 4,050,000 円
松陽寮（障害者支援施設）	入所 148 人 日中 163 人	
わかば療育園（医療型障害児入所施設・療養介護）	入所 50 人	

b 指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

c 所管課 健康福祉局障害者支援課

d 利用状況（平成 30 年度）※監査対象施設のみ記載

(a) 広島県立障害者リハビリテーションセンター

【若草園】

入所（定員 62 人）				通所（定員 10 人）	
一般入所		親子入所			
人数	延人数	人数	延人数	人数	延人数
44.6 人	16,299 人	2.6 人	954 人	7.3 人	1,743 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

【若草療育園】

入所（定員 53 人）
52.8 人

(人数は月平均契約児・措置児数)

(b) 広島県立福山若草園

【福山若草育成園】

通所（定員 20 人）		外来	
人数	延人数	1 日平均	延人数
24.8 人	1,420 人	医科 67.5 人	17,201 人
		歯科 10.7 人	2,513 人

（通所人数は月平均契約児・措置児数）

【福山若草療育園】

入所（定員 54 人）
52.9 人

（人数は月平均契約児・措置児数）

(c) 広島県立障害者療育支援センター

【松陽寮】

入所（定員 148 人）	日中（定員 163 人）
139 人	167 人

（人数は月平均契約者数）

【わかば療育園】

入所（定員 50 人）	外来	
	1 日平均	延人数
49 人	医科 74.0 人	18,062 人
	歯科 7.8 人	211 人

（入所人数は月平均契約児・措置児数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務諸表の表示について

平成 30 年度の法人単位資金収支計算書について、予算額と決算額との差異が著しい場合はその理由を備考欄に記載することとされているが、備考欄が設けられておらず、理由が記載されていなかった。また、社会福祉法人会計基準の様式に定められていない勘定科目が追加されていた。適正な財務諸表の作成に努められたい。

根 拠	社会福祉法人会計基準 第 16 条第 6 項，第一号第一様式 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 25(1)
-----	---

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に適正な金額の収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	施設維持管理業務（平成 29 年度～令和元年度）	障害者療育支援センター
根 拠	印紙税法第 3 条 別表第一	

【改善を求める事項】

ア 利用者からの預り金の適正管理について

県立障害者療育支援センター松陽寮における利用者からの預り金の横領事案の発生については、県立施設に対する入所者、県民の信頼を大きく損なうもので、再発防止に向けて、適正な管理体制の構築やコンプライアンスの徹底を図り、入所者、県民の信頼回復に努める必要がある。

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の収入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 29 年 11 月]	
障害者リハビリテーションセンター	医療センター医業事業収入	12 人	1,975,019 円	7 人	1,323,904 円
	高次脳機能センター医業事業収入	3 人	1,830,499 円	1 人	1,468,610 円

11 一般社団法人広島県畜産協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内において畜産業を営む者の経営及びその組織する団体等の運営について指導や支援等を行い，消費者等に畜産に関する知識の普及啓発を図ることにより，畜産の安定的な発展と畜産の推進に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区大手町四丁目 7 - 3
- ・ 代表者 会長理事 水永祐治
- ・ 設立 平成 13 年 4 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和元年 8 月 31 日現在）
 役員 20 人（うち常勤 1 人）
 職員 10 人
- ・ 主な事業 畜産経営安定のための各種補助金の交付事業
 畜産経営に係る改善のための経営分析及び情報提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度
経常収益 A	453, 223
経常費用 B	458, 301
当期経常増減額 C (A - B)	△5, 078
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△5, 078
当期指定正味財産増減額 H	91, 232
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	86, 154
資産合計 J (K + O)	1, 753, 221
負債合計 K	157, 289
指定正味財産 M	1, 453, 504
（うち，基本財産充当額）	0
一般正味財産 N	142, 428
正味財産合計 O (M + N)	1, 595, 932

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等 135, 700, 000 円のうち 57, 500, 000 円（42. 4%）を出捐
 （所管課 農林水産局畜産課）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 会計方針の変更手続について

平成30年度の決算において、肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定交付金制度の積立金のうち生産者負担金について、平成30年4月1日より固定負債から正味財産へ会計方針の変更が行われている。

しかし、この会計方針の変更に係る法人内部での決裁等、意思決定手続が取られていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団法人 広島県畜産協会定款 第37条
-----	-----------------------

イ 会計方針の変更に伴う注記について

重要な会計方針を変更したにも関わらず、財務諸表に対する注記において、変更の理由及び当該変更による影響額の記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益法人会計基準第5（3）
-----	---------------

ウ 預り金について

預り金である子牛運営特別基金の中に、自己名義のものが含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	「公益法人会計基準」の運用指針（内閣府公益認定等委員会） 12. 財務諸表の科目（1）貸借対照表に係る科目及び取扱要領
-----	--

エ 賞与の会計処理について

賞与について、引当金の計上要件を満たしているにも関わらず、決算時に賞与引当金を計上していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	企業会計原則注解 [注18] 引当金について 一般社団法人 広島県畜産協会給与規程 第42条及び第44条
-----	---

12 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営，港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理，舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・ 住 所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 松本 幸之
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・ 役職員 (令和元年 10 月末日現在)
役員 15 人 (うち常勤 6 人)
職員 36 人 (うち県派遣職員 2 人)
- ・ 主な事業 港湾施設，漁港施設，マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度
売上高 A	1,944,707
売上原価 B	1,641,477
販売費及び一般管理費 C	207,203
営業利益 D (A - B - C)	96,026
営業外収益 E	10,675
営業外費用 F	14,994
経常利益 G (D + E - F)	91,707
特別利益 H	330
特別損失 I	0
税引前当期純利益 J (G + H - I)	92,037
法人税，住民税及び事業税 K	31,289
当期純利益 (J - K)	60,748
資産合計 L (M + N)	2,797,076
負債合計 M	1,425,493
純資産合計 N	1,371,583
(資本金)	(1,000,000)
(利益剰余金)	(371,583)

注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資
(所管課 土木建築局港湾振興課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 一般港湾施設

- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 3,270,000,000 円
(うち、令和元年度管理費用 632,800,000 円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和元年 10 月末現在)

区 分	請求件数 (件)
入港	4,142
係留	4,511
可動橋	6
荷役機械	32
荷捌地	604
上屋	444
野積場	960
水面貯木場	7
給水	733
港湾施設用地	79
P B S (プレジャーボートスポット)	—
港湾環境整備施設	20
港湾管理施設	32
駐車場	152,646
旅客施設	0
目的外	1,247
その他	0
合 計	165,463

b 施設名 広島観音マリーナ

- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況 (令和元年 10 月末現在)

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	255	59	23.1
陸上保管	112	87	77.7
ディンギー (陸上)	210	132	62.9
合 計	577	278	48.2
ビジター	—	217	—

注) ディンギーは、ジュニア用を除く。

c 施設名 広島地域マリーナ施設

- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
- ・所管課 土木建築局港湾振興課
- ・利用状況（令和元年 10 月末現在）

○五日市漁港フィッシャリーナ

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	536	112	20.9
陸上保管	167	120	71.9
合 計	703	232	33.0
ビジター	—	61	—

○廿日市ボートパーク

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	575	454	79.0

○五日市プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	69	58	84.1

○坂プレジャーボートスポット

区 分	収容能力 (隻)	利用数 (隻)	収容率 (%)
海上保管	24	24	100.0

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（過年度分）について

次の施設の利用料において、長期未納（過年度分）となっているものがあった。債権者等の状況を把握し、徴収促進に努める必要がある。

施設区分		長期未納（過年度分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成 28 年 12 月]	
広島地域マリーナ 施設	廿日市ボートパーク	15 人	1,946,430 円	0 人	0 円
	五日市プレジャーボート スポット	2 人	171,000 円	0 人	0 円

13 社会福祉法人さくら福祉会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 児童養護施設，児童家庭支援施設の運営等の社会福祉事業の実施
- ・所在地 廿日市市丸石一丁目 1－12
- ・代表者 理事長 吉村 光
- ・設 立 昭和 36 年 8 月 24 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 30 年度社会福祉施設等整備費補助金（児童養護施設）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・補助額 228,382,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

(イ) 平成 30 年度社会福祉施設等整備費補助金（児童家庭支援センター）を交付（所管課 健康福祉局こども家庭課）

- ・補助額 14,790,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより，施設入所者等の福祉の向上を図る。

名 称	児童養護施設丸石こどもの家及び児童家庭支援センターコスモス
所在地	廿日市市丸石一丁目 1－12
概 要	・建物構造 鉄骨造 2 階建 ・建築面積 654.65 m ² ・延床面積 1,231.93 m ² うち児童養護施設 1,153.36 m ² うち児童家庭支援センター 78.57 m ²

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 社会福祉法人的場会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 軽費老人ホーム，特別養護老人ホーム，老人短期入所事業，老人デイサービス事業，老人介護支援センター，老人居宅介護等事業の経営
- ・ 所在地 竹原市港町四丁目 5 番 1 号
- ・ 代表者 理事長 中川 康子
- ・ 設立 昭和 55 年 10 月 27 日

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 30 年度軽費老人ホーム（A 型）事務費補助金を交付

（所管課 健康福祉局地域福祉課）

- ・ 補助額 55,342,000 円（総事業費 106,427,496 円，補助対象経費 86,181,553 円）
- ・ 交付の目的 老人ホームに入居する高齢者の費用負担を軽減
- ・ 補助対象経費 軽費老人ホーム（A 型）の運営に要する経費

(イ) 平成 30 年度結核予防費補助金を交付

（所管課 健康福祉局健康対策課）

- ・ 補助額 49,880 円（総事業費 90,300 円，補助基本費 74,820 円）
- ・ 交付の目的 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条第 1 項
の規定に基づく補助
- ・ 補助対象経費 社会福祉施設等が行う結核健康診断に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 学校法人武田学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 大学，高等学校，幼稚園の運営
- ・所在地 広島市安佐北区可部東一丁目 2－1
- ・代表者 理事長 武田 義輝
- ・設立 昭和 27 年 8 月 9 日
- ・学校（高等学校，幼稚園）の状況（令和元年 5 月 1 日現在）

区分	生徒・園児数	教員数	職員数
広島文教大学附属高等学校	413 人	55 人	5 人
広島文教大学附属幼稚園	143 人	18 人	3 人

（注 1） 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

（注 2） 幼稚園の満 3 歳の区分については，1 月始業日現在の人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 30 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金），平成 30 年豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金，広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付（所管課 環境県民局学事課）

（ア）広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）

- ・補助額 212,511,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び幼稚園の運営に要する人件費等の経費

（イ）広島県私立学校振興費補助金（授業料等軽減補助金）

- ・補助額 13,581,100 円
- ・交付の目的 私立高等学校の学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（ウ）平成 30 年豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金

- ・補助額 114,300 円
- ・交付の目的 私立高等学校生徒で保護者が豪雨災害で損失を受けた場合，学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

（エ）広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

- ・補助額 558,884 円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって学校設置者が受領の事務を執行するため
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料，旅費，役務費等

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 学校法人多幾山学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 幼稚園，認定こども園の運営
- ・ 所在地 呉市押込西平町 29 番 84 号
- ・ 代表者 理事長 奥先 楓
- ・ 設 立 昭和 41 年 2 月 24 日
- ・ 学校（幼稚園）の状況（令和元年 5 月 1 日現在）

区分	園児数	教員数	職員数
認定こども園焼山こぼと	85 人	35 人	14 人
焼山こぼと幼稚園	243 人	24 人	7 人

（注 1） 教員数及び職員数は，非常勤を含んだ人数。

（注 2） 幼稚園の満 3 歳の区分については，1 月始業日現在の人数。

イ 県の財政的援助等の状況

（ア）平成 30 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 52,500,000 円
- ・ 交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・ 補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

（イ）平成 30 年度広島県教育支援体制整備事業補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 177,000 円
- ・ 交付の目的 子供を安心して育てることができる体制整備の促進
- ・ 補助対象経費 教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費等

（ウ）平成 30 年度広島県私立幼稚園教員確保支援金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 762,906 円
- ・ 交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保
- ・ 補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

（エ）平成 30 年度豪雨災害被災生徒授業料等軽減補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・ 補助額 94,500 円
- ・ 交付の目的 平成 30 年 7 月 5 日からの豪雨災害の被害により，就学の継続が困難となる児童・生徒等について就学を援助
- ・ 補助対象経費 授業料，保育料の軽減額

（オ）平成 30 年度ひろしま自然保育推進事業補助金を交付

（所管課 健康福祉局安心保育推進課）

- ・ 補助額 39,680 円
- ・ 交付の目的 自然体験活動の推進

- ・ 補助対象経費 認証団体が行う研修等に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 医療法人 財団竹政会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 セントラル病院, 福山循環器病院の経営
- ・所在地 福山市住吉町1番26号
- ・理事長 竹政 敏彦
- ・設立 昭和54年4月

イ 県の財政的援助等の状況

平成29年度及び平成30年度広島県医療施設等施設整備費補助金（医療施設等耐震整備事業）を交付（所管課 健康福祉局医療介護計画課）

・補助額

平成29年度 85,238,000円

平成30年度 79,197,000円

合計 164,435,000円（総事業費 1,719,075,982円, 補助対象経費 1,689,347,095

円）

- ・交付の目的 医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより, 地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。
- ・対象経費 医療施設等耐震整備として必要な新築, 増改築に伴う補強, 既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

建物の表題登記について

補助金交付を受けて新築した建物について, 表題登記がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	不動産登記法第47条第1項
-----	---------------

18 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- ・設立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 三原地区

- ・施設名 県営住宅 三原地区
- ・管理対象地域 三原市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 331,520,000円（うち、緊急修繕費51,520,000円）
〔うち、平成30年度管理費用 66,304,000円（緊急修繕費10,304,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/（A－C）×100
平成30年度末	772	555	112	84.1
令和元年10月末日現在	772	541	122	83.2

(イ) 尾道地区

- ・施設名 県営住宅 尾道地区
- ・管理対象地域 尾道市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 321,520,000円（うち、緊急修繕費51,520,000円）
〔うち、平成30年度管理費用 63,548,000円（緊急修繕費10,304,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/（A－C）×100
平成30年度末	696	551	78	89.1
令和元年11月末日現在	696	531	94	88.2

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設 立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 安芸地区

- ・施設名 県営住宅 安芸地区
- ・管理対象地域 広島県安芸郡
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 470,215,000 円（うち、緊急修繕費 51,710,815 円）
〔うち、平成 30 年度管理費用（上限額）93,673,000 円
（緊急修繕費（上限額）10,304,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/（A－C）×100
平成 30 年度末	1,063	808	133	86.8
令和元年 10 月末日現在	1,063	792	156	87.3

(イ) 廿日市・大竹地区

- ・施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 廿日市市，大竹市
- ・指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 557,650,000 円（うち、緊急修繕費 51,710,815 円）
〔うち、平成 30 年度管理費用（上限額）111,530,000 円
（緊急修繕費（上限額）10,304,000 円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，％）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/（A－C）×100
平成 30 年度末	1,426	1,171	0	82.1
令和元年 10 月末日現在	1,426	1,138	0	79.8

(ウ) 三次・庄原地区

- ・ 公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・ 管理対象地域 三次市，庄原市
- ・ 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 217,585,000 円（うち，緊急修繕費 51,710,815 円）
〔うち，平成 30 年度管理費用 43,517,000 円（緊急修繕費 10,304,000 円を含む。）〕
- ・ 所管課 土木建築局住宅課
- ・ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
平成 30 年度末	371	283	29	82.7
令和元年 9 月末日現在	371	278	32	82.0

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 総合建物管理事業、警備保安事業、マンション管理事業、建築営繕工事事業、宅地建物取引事業、指定管理者管理事業など
- ・所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・代表者 代表取締役社長 藤井 聖
- ・設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

- ・公の施設名 県営住宅 呉地区
- ・管理対象地域 呉市
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 406,884,000円（うち、緊急修繕費51,520,000円）
〔うち、平成30年度管理費用 79,662,000円（緊急修繕費9,000,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況
県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸 数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
平成30年度末	1,005戸	787戸	88戸	85.8%
令和元年9月末日現在	1,005戸	780戸	99戸	86.1%

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立視覚障害者情報センター，障害者支援施設などの運営
- ・住所 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・会長 橘高 則行
- ・設立 昭和47年5月16日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立視覚障害者情報センター
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番5号
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 161,526,000円
(うち、平成30年度管理費用32,064,000円)
- ・所管課 健康福祉局障害者支援課
- ・利用状況

区 分	蔵書数（平成30年度末現在）	貸出数（平成30年度）
点字図書	11,291タイトル（36,876巻）	341タイトル（1,206巻）
テープ図書	11,979タイトル（56,071巻）	1,381タイトル（8,635巻）
デイジー図書	9,692タイトル（9,696枚）	21,602タイトル（21,659枚）
一般CD図書	67タイトル（84枚）	408タイトル（481枚）
テキストデイジー	127タイトル（127巻）	0タイトル（0枚）
点字雑誌	20タイトル（20巻）	205タイトル（－枚）
テープ雑誌	55タイトル（83巻）	1,943タイトル（－枚）
デイジー雑誌	118タイトル（118枚）	15,583タイトル（－枚）
一般CD雑誌	0タイトル（0枚）	70タイトル（－枚）

注 1 デイジー図書とは、原書の先頭ページや章・節の先頭などにブックマークが入れられる視覚障害者用のデジタル録音図書のことである。

- ・ボランティア育成状況（平成31年3月31日現在）
 - 点訳ボランティア 86名
 - 音訳ボランティア 117名
 - 拡大字化・テキスト化ボランティア 9名
 - テキストデイジー制作ボランティア 9名
 - 館内作業 1名

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 時間外勤務手当について

時間外勤務に係る労働時間数の端数処理を誤って時間外勤務手当を支出していた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	労働基準法第37条
-----	-----------

イ 財務諸表の表示について

平成 30 年度の財務諸表について、退職給付引当資産及び県互助会退職給付引当金が適正に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 金庫の鍵の管理について

金庫の鍵を、施錠できない保管場所に常時保管していた。適正な事務処理に努められたい。

エ 出納した金銭の保管について

入金した現金を、収入後 5 日以内に金融機関に預け入れることなく、小口現金として直接支出に充てていた。適正な事務処理に努められたい。

収入名	点字・録音作業費収入
根 拠	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第25条

オ 現金の残高の確認について

小口現金について、毎日の現金出納終了後、出納職員がその残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会経理規程第 31 条
-----	-------------------------------

22 R C Cホールマネジメントグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・住所 広島市中区橋本町5番11号
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役 下畠 英治
- ・設立 昭和47年3月2日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県立文化芸術ホール
- ・指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日
- ・指定期間に係る納付金の額 10,000 千円
(うち、平成29年度納付金7,000千円、令和2年度納付金3,000千円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入場者数	245,737 人	304,118 人	233,042 人

エ 県の財政援助等の状況

平成30年度県立文化芸術ホールの利用料金の減免に伴う負担金を交付

(所管課 環境県民局文化芸術課)

- ・負担金の額 4,008,110 円 (対象経費 4,008,110 円)
- ・交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した県立文化芸術ホールの利用料金を負担する。
- ・対象経費 県立文化芸術ホールの利用料金の減免額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。